

## 第2節 学校教育関連

### [1] 学校管理経費－人件費

#### I. 概要

小学校及び中学校の教員及び職員の人件費は基本的に滋賀県の費用負担であるため、小学校費、中学校費の学校管理に計上される人件費は、主に小学校、中学校の用務員の人件費である。

#### (1) 用務員等の人件費の内訳 (単位：千円)

区分	人数	平成24年度人件費	一人当たり平均年額
幼稚園	正規用務員	4	31,979
	臨時用務員	7	16,066
	嘱託用務員	20	58,370
	計	31	106,416
小学校	正規用務員	15	114,188
	臨時用務員	7	13,993
	代替調理員	1	26
	学保事務補助	1	527
	嘱託用務員	11	31,564
	計	35	160,301
中学校	正規用務員	17	128,997
	臨時用務員	12	21,603
	嘱託用務員	8	23,026
	計	37	173,627

#### (2) 用務員業務委託費の内訳 (単位：千円)

区分	人数	金額	一人当たりの平均金額
幼稚園	2人	3,380	1,690
小学校	8人	13,539	1,692
中学校	2人	3,095	1,547

学校用務員業務委託契約は、指名競争入札によって決定されている。委託費については、最低制限価格は設けられていない。平成24年度の学校用務員業務委託契約は、日額7,035円となる計算で契約され、一般の賃金水準と比べても、かなり低い価格で落札されている。

#### (3) 用務員の配置状況

大津市では、平成11年9月に大津市現業労働組合との間で、労働組合からの要望に対して下記の配置に関する回答を行っている。

小学校	20クラス以上の小学校については、各校、正規職員1名及び嘱託職員1名 20クラス未満の小学校については、各校、正規職員1名
中学校	10クラス以上の中学校については、各校、正規職員2名 10クラス未満の中学校については、各校、正規職員1名及び嘱託職員1名
幼稚園	各園、嘱託職員1名

その後、小学校については、各校 1 名の配置に変更されている。また、一部の学校園については、用務員業務を業務委託している。

各校、各園の用務員の配置状況は次のとおりとなっている。

【幼稚園】

幼稚園名	校地面積	建物面積	学級数	児童数	正規用務員	臨時用務員	嘱託用務員	委託	合計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		人	人	人	人	人	人
志賀北	6,776	1,606	4	77				1	1
志賀南	9,157	2,351	4	110				1	1
伊香立	4,628	714	2	6	1				1
真野	3,568	1,271	4	73			1		1
真野北	4,420	1,256	2	40			1		1
堅田	2,919	1,054	4	85		1			1
仰木	2,794	665	2	14			1		1
仰木の里	3,543	1,034	2	41			1		1
仰木の里東	4,000	1,001	4	105			1		1
雄琴	2,544	500	2	43			1		1
日吉台	2,762	862	2	19		1			1
坂本	2,648	982	2	47		1			1
下阪本	3,664	854	4	131			1		1
唐崎	3,807	1,113	4	131	1				1
志賀	4,595	1,136	4	115			1		1
比叡平	4,029	264	2	11					0
藤尾	3,474	814	2	20			1		1
長等	4,710	1,009	4	76			1		1
逢阪	7,520	630	2	43			1		1
大津	2,240	724	2	36			1		1
平野	2,759	1,211	5	145			1		1
膳所	3,977	1,609	4	105		1			1
富士見	2,617	1,307	3	65		1			1
晴嵐	3,656	1,096	4	101	1				1
石山	2,742	1,465	4	88	1				1
南郷	3,950	968	4	86			1		1
大石	3,071	858	2	54			1		1
田上	6,248	1,234	3	65			1		1
上田上	2,140	442	2	9			1		1
青山	3,265	1,045	6	172			1		1
瀬田	4,846	1,046	6	185		1			1
瀬田南	5,219	800	4	121		1			1
瀬田東	3,600	914	6	182			1		1
瀬田北	3,877	1,200	6	161			1		1
合計				2,762	4	7	20	2	33

※比叡平幼稚園は、比叡平保育園と兼務

【小学校】

小学校名	校地面積	建物面積	学級数	児童数	正規用 務員	臨時用 務員	嘱託用 務員	委託	合計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		人	人	人	人	人	人
小松	15,980	4,664	7	193				1	1
木戸	40,903	5,394	13	288				1	1
和邇	16,342	5,747	21	561				1	1
小野	25,212	5,382	8	148				1	1
葛川	7,444	1,528	3	15	1			1	2
伊香立	15,556	3,627	6	82				1	1
真野	17,378	7,116	18	476	1				1
真野北	24,015	7,537	11	253		1			1
堅田	21,608	9,428	26	852	1				1
仰木	11,301	4,049	8	96		1			1
仰木の里	31,759	6,125	10	218	1				1
仰木の里東	27,500	6,717	25	761	1				1
雄琴	18,773	4,908	15	294	1				1
日吉台	23,594	5,404	8	183			1		1
坂本	18,479	7,508	14	398	1				1
下阪本	11,832	6,962	24	714			1		1
唐崎	27,761	8,759	27	916			1		1
志賀	16,263	5,922	29	835	1				1
比叡平	20,950	3,856	7	154				1	1
藤尾	17,115	5,516	8	209	1				1
長等	14,281	6,159	25	732			1		1
逢阪	23,093	5,893	15	357	1				1
中央	11,811	3,758	9	222	1				1
平野	16,466	8,035	37	1,142		1			1
膳所	27,240	8,302	25	668	1				1
富士見	39,994	7,266	20	563			1		1
晴嵐	26,440	7,799	29	877			1		1
石山	17,635	8,225	23	630			1		1
南郷	20,157	7,841	19	516			1		1
大石	19,895	5,784	15	441		1	1		2
田上	27,273	9,321	19	516		1			1
上田上	15,163	3,854	6	92				1	1
青山	23,371	7,041	32	1,031			1		1
瀬田	22,754	8,352	33	1,027	1	1			2
瀬田南	29,551	8,644	30	887	1				1
瀬田東	21,521	7,201	34	973		1			1
瀬田北	23,986	7,400	32	966			1		1
計				19,286	14	7	11	8	40

※大石小学校の嘱託用務員は自動車運転士と兼務

【中学校】

中学校名	校地面積	建物面積	学級数	児童数	正規用務員	臨時用務員	嘱託用務員	委託	合計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		人	人	人	人	人	人
志賀	40,271	8,478	21	656				2	2
葛川	927	1,674	2	8					0
伊香立	34,900	6,490	4	35		3			3
真野	25,745	7,275	10	297	1	1			2
堅田	22,910	8,251	15	427	1		1		2
仰木	48,924	7,808	21	624	1		1		2
日吉	27,269	9,288	22	689		1	1		2
唐崎	33,549	7,291	17	466	1	1			2
皇子山	30,734	9,173	24	862	1	1	1		3
打出	43,882	9,598	23	796	1		1		2
粟津	29,784	9,232	17	478	2				2
北大路	28,962	7,787	19	564	2				2
石山	27,267	8,973	11	316	1	1			2
南郷	45,546	7,329	14	467		2			2
田上	24,205	7,573	10	321		1	1		2
青山	26,717	6,689	14	476	1		1		2
瀬田	39,661	10,094	25	812	1		1		2
瀬田北	34,920	8,774	29	979	1	1			2
合計				9,273	14	12	8	2	36

※葛川中学校は、葛川小学校と兼務。伊香立中学校は、2人は半日ずつ。

(4) 滋賀県内の用務員の職員数

平成24年5月1日現在の滋賀県内における各学校の基本的事項をまとめた学校基本調査結果から、県内の各市町村の幼稚園、小学校、中学校の用務員の職員数を比較すれば以下のとおりである。

中学校において、多くの市町では各校1人の配置のところが多いが、大津市、近江八幡市、竜王町のみが、2人の配置を行っている。

	幼稚園					小学校					中学校				
	幼稚園数	用務員その他(人)			一園当たりの職員数	小学校数	用務員(人)			一校あたりの職員数	中学校数	用務員(人)			一校あたりの職員数
		男	女	計			男	女	計			男	女	計	
大津市	34	3	32	35	1.03	37	14	17	31	0.84	18	16	18	34	1.89
彦根市	10	-	-	-	0.00	17	5	12	17	1.00	7	3	4	7	1.00
長浜市	18	7	3	10	0.56	28	4	26	30	1.07	13	7	6	13	1.00
近江八幡市	11	1	9	10	0.91	12	8	6	14	1.17	4	6	1	7	1.75
草津市	10	7	3	10	1.00	13	12	1	13	1.00	6	1	5	6	1.00
守山市	9	-	-	-	0.00	9	1	1	2	0.22	4	2	-	2	0.50
栗東市	9	-	6	6	0.67	9	7	2	9	1.00	3	3	-	3	1.00
甲賀市	5	-	2	2	0.40	23	10	13	23	1.00	6	5	2	7	1.17
野洲市	6	1	5	6	1.00	6	4	2	6	1.00	3	1	2	3	1.00
湖南市	3	1	2	3	1.00	9	3	6	9	1.00	4	1	3	4	1.00
高島市	2	3	-	3	1.50	17	-	2	2	0.12	6	-	1	1	0.17
東近江市	23	5	18	23	1.00	22	9	13	22	1.00	9	4	6	10	1.11
米原市	7	1	1	2	0.29	12	1	8	9	0.75	8	1	6	7	0.88
日野町	6	1	5	6	1.00	5	4	1	5	1.00	1	1	-	1	1.00
竜王町	2	1	1	2	1.00	2	3	1	4	2.00	1	2	-	2	2.00
愛荘町	2	-	-	-	0.00	4	2	2	4	1.00	2	1	1	2	1.00
豊郷町	1	1	-	1	1.00	2	-	2	2	1.00	1	-	1	1	1.00
甲良町	2	-	-	-	0.00	2	1	1	2	1.00	1	-	1	1	1.00
多賀町	2	-	-	-	0.00	2	-	1	1	0.50	1	-	-	-	0.00
合計	162	32	87	119	0.73	231	88	117	205	0.89	98	54	57	111	1.13

(5) 用務員の職務内容

平成2年に大津市教育委員会と大津市現業労働組合との間で、「学校用務員の職務内容に関する覚書」が締結されており、正規用務員、臨時用務員、嘱託用務員の職務内容は次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 校舎、校門の開閉に当たること</li> <li>2. 校舎、校門その他物件及び電気水道等の管理に必要な軽易な作業に当たること</li> <li>3. 校舎内外の巡視及び清掃に当たること</li> <li>4. ごみの搬出に当たること</li> <li>5. 冬季における暖房作業及び暖房用燃料の保管管理に関すること</li> <li>6. 文書、物品等の送達及び連絡業務に関すること</li> <li>7. 湯茶の準備及び後始末に関すること</li> <li>8. 会議、学校行事等学校園の運営にかかる補助的業務および軽易な作業に当たること</li> </ol> |
|---|

一方、業務委託用務員について、学校用務員業務仕様書にて下記のとおり定めている。主な業務内容は、雇用関係にある用務員と同様である。

- |  |
|--|
| 朝夕の開錠、出入口の開閉<br>国旗の掲揚、降納<br>湯沸かし<br>掃除（清掃、除草、樹木の剪定、ゴミ出し）<br>職員用トイレ等の清掃<br>花壇の整備<br>最寄りの支所へ送付物品の受け渡し<br>郵便物、新聞等の受取、配付<br>学校施設の営繕（大規模なものは除く）<br>会議等の準備、後始末<br>職員室の配膳<br>校長室、事務室、職員室の暖房機器等への給油<br>警備システムの入力（入力時に教職員がいる場合を除く。）、解除<br>その他 |
|--|

(6) 用務員の給与水準

大津市総務部職員課において公表している「平成24年度大津市の給与・定数管理等について」によれば、大津市の用務員の平均給与月額等の状況は以下のとおりとなっている。大津市用務員は、民間と比べて年収ベースで2倍以上もの高い給与水準であることがわかる。

平成24年4月1日現在

	大津市技能労務職 用務員 (A)	民間 (B)	比較 (A/B)
平均年齢	51.5 歳	53.5 歳	
平均給与月額	400,388 円	206,600 円	1.94
年収ベース(試算値)	6,403,269 円	2,861,400 円	2.24

年収ベースのデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

## II. 意見

### 1. 用務員の適正配置人数について

教育施設の管理責任は教育委員会にあるが、用務員の業務量について、正確に把握することができていない。用務員業務を委託する関係もあり、実施した業務内容を正確に把握する必要がある。その上で、学校園の規模、業務量によって配置を適切かつ柔軟に増減すべきである。

例えば、中央小学校と大津幼稚園のように、近接している校舎では、それぞれ 1 人ずつ配置するのではなく、合わせて 1 人でも対応可能と思われる。近接する校舎ごとを 1 グループとして複数校担当させるなど、用務員の配置を柔軟に対応すべきである。特に中学校は、他市町と比べても、大津市の原則各校 2 人の配置は多いように考えられ、本当に必要な配置か再考する必要がある。

用務員の屋外での作業の主な業務には、夏季の除草作業があるが、そのために 1 人配置する必要があるのであれば、除草作業を外部へ業務委託することも検討すべきである。また、用務員業務委託契約の業務内容に、「職員室の配膳」があるが、配膳は、それぞれの教職員が行えば足りると思われ、業務内容に含めないことを検討されたい。

### 2. 用務員業務委託契約における最低制限価格の設定について

用務員業務委託契約においては、指名競争入札が行われているが、最低制限価格は設定されていない。業務の内容が正規用務員とほぼ同様であるにもかかわらず業務委託用務員の委託単価は、日額約 7 千円である。用務員委託業務の原価はほとんどが人件費であることから、最低賃金の遵守や社会保険への加入などについて、労働法令違反等が生じないように最低制限価格を設定することを検討されたい。

## [2] 学校管理経費—物件費

### I. 概要

#### 1. 小学校の物件費

小学校費の学校管理経費のうち物件費の3年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
(1)学校管理運営経費	367,432	350,257	329,497
(2)教材消耗品等整備費	65,941	64,782	69,993
(3)図書等整備費	9,440	9,322	2,380
(4)教材・設備備品等整備費	27,013	30,875	32,621
(5)猛暑緊急対応扇風機	4,073	5,407	-
(6)学校 ICT 環境整備事業	357,800	21,161	5,000
(7)特別支援学級設備備品等充実事業費	3,284	1,795	4,128
(8)教科書改訂教材整備費	-	110,823	-
(9)その他の物件費	7,970	4,429	5,847
合計	842,957	598,855	449,468

(主な増減説明)

- ・ (2) 教材消耗品等整備費は上記決算額の 95%以上が各学校に配分されており、各学校は配分された予算の範囲内で必要な印刷用紙やインク、トナー代等の消耗品を購入しているものである。
- ・ (3) 図書等整備費は学校図書館の図書を平成 22 年度は 7,141 千円、平成 23 年度は 7,111 千円購入していたが、平成 24 年度には学校図書館分がなくなり、学級文庫分のみとなっているため減少している。
- ・ (4) 教材・設備備品等整備費は年度によって異なるが、概ね半額が各学校に配分されており、各学校は配分された予算の範囲内で必要な備品等を購入している。
- ・ (5) 猛暑緊急対応扇風機の配置が平成 23 年度で完了したため、平成 24 年度は購入がない。
- ・ (6) 学校 ICT 環境整備事業については、平成 23 年 7 月のテレビ放送の完全デジタル化に対応させるため、全国の幼稚園、小学校、中学校、高等学校に設置されている アナログテレビのデジタル化、教育用（生徒用）及び校務用（教師用）のパソコン、校内 LAN の設備などに支出した額の 2 分の 1 を国が補助することを決定したため、補助金の対象となった平成 21 年度及び平成 22 年度に多額に購入したものである。当該補助金によって平成 22 年度に購入したパソコン等は 338,404 千円である。
- ・ (8) 教科書改訂教材整備費は小学校の教科書が改訂され、平成 23 年度から新教科書となったため、平成 23 年度のみ費用が発生している。

(1)学校管理運営経費の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
燃料費	13,251	15,911	16,686
光熱水費	253,336	237,787	241,902
修繕料	10,432	9,340	10,184
通信運搬費	16,093	17,482	14,960
委託料	10,528	10,206	10,057
使用料及び賃借料	58,015	54,551	30,008
その他	5,773	4,976	5,698
学校管理運営経費合計	367,432	350,257	329,497

・燃料費は主に冬季暖房用燃料代であり、光熱水費は電気代、水道代、ガス代である。燃料費及び光熱水費は教育委員会に請求書が送られてきて、教育委員会が取りまとめて支払の手配を行っている。

・使用料及び賃借料については、平成 23 年度に 39,475 千円であったパソコンの分割払いが一部終了し、平成 24 年度のパソコン賃借料が 16,448 千円になり、23,027 千円減少したため、前年度比大幅減額となっている。

学校管理運営経費の中で特に金額的に重要なものは光熱水費である。

光熱水費の年度別内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
電気	85,397	85,792	88,240
水道	78,386	72,450	73,741
下水道	86,958	77,516	78,108
ガス	2,894	3,181	3,190
小計	253,636	238,941	243,281
児童クラブ・施設利用者分	△ 299	△ 1,153	△ 1,378
合計	253,336	237,787	241,902

※光熱水費の中で、電気代、水道代（上水道・下水道）の金額が大きい。

平成 22 年度と平成 24 年度を比較して、学校別電気代の変動が 30%以上の小学校はない。

平成 22 年度と平成 24 年度を比較して、学校別水道代の変動が 30%以上の小学校別水道代の推移は以下のとおりである。



(単位：千円)

	平成 22 年度 A	平成 23 年度 B	平成 24 年度 C	増減額 D=C-A	増減率 D÷A
真野	6,345	4,068	1,792	△ 4,552	△ 71.74%
南郷	5,012	2,388	2,501	△ 2,510	△ 50.09%
木戸	4,146	3,460	2,107	△ 2,038	△ 49.17%
瀬田北	10,658	4,096	5,678	△ 4,979	△ 46.72%
堅田	11,030	7,316	6,342	△ 4,688	△ 42.50%
平野	11,596	8,647	6,848	△ 4,748	△ 40.94%
雄琴	3,834	2,753	2,499	△ 1,334	△ 34.81%
坂本	3,770	3,601	2,522	△ 1,248	△ 33.10%
唐崎	10,986	7,562	7,357	△ 3,629	△ 33.03%
仰木	1,166	878	813	△ 353	△ 30.29%
逢坂	1,570	1,577	2,149	579	36.90%
小野	2,315	1,754	3,417	1,101	47.58%
伊香立	1,203	1,520	1,810	606	50.42%
長等	4,960	6,043	7,537	2,576	51.94%
上田上	1,915	3,683	3,149	1,234	64.43%
小松	1,977	2,231	3,262	1,284	64.93%
瀬田	6,374	8,875	16,585	10,211	160.20%

全 37 小学校のうち 17 小学校で水道代の増減が 30%を超えている。水道代が大きく変動する主な原因は、水道管の老朽化に伴い、漏水が次々と起こるためとのことである。

変動額及び変動率の最も大きかった瀬田小学校の平成 24 年度の水道代は平成 22 年度に比べて 160.2%、10,211 千円増の 16,585 千円と高額になっている。

瀬田小学校の水道代の場所別内訳は以下のとおりである。(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
瀬田小学校本体	5,299	7,218	15,322
プール	1,021	1,605	1,210
給食室	52	52	52
合計	6,374	8,875	16,585

瀬田小学校本体の月別水道代（上水道及び下水道）の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 月	362	456	1,061	1,947
5 月	387	594	1,542	2,296
6 月	546	610	1,145	2,400
7 月	376	403	760	3,225
8 月	214	287	771	441
9 月	437	597	1,046	869
10 月	434	627	1,244	863
11 月	502	610	1,156	992
12 月	481	560	1,229	
1 月	491	681	1,677	
2 月	569	784	1,732	
3 月	496	1,004	1,953	
合計	5,299	7,218	15,322	

平成 23 年度、平成 24 年度は、前年同月比、減少している月はなく、増加し続けており、平成 23 年度の 3 月には 1,004 千円と前年同月比 508 千円、102.3%増加しており、その後も高額な水道料金が続いている。平成 24 年度の 12 月、1 月以降はさらに増加し、平成 25 年度の 7 月には 1 か月で 3,225 千円もの水道代となっている。

平成 24 年度中における瀬田小学校の漏水等への対応の経緯は以下のとおりである。

平成 24 年 5 月 28 日	瀬田小学校より教育総務課施設係に連絡があり、体育館周辺で漏水している旨連絡があった。早急に調査を実施し、体育館土間コンクリート下での漏水箇所を発見。緊急工事にて修繕を実施した。
平成 24 年 6 月	水道料金が上がってきているので漏水している可能性があるのではないかと、教育総務課経理係より施設係が連絡を受ける。再度、漏水調査を実施し、鉛管・バルブ上部・受水層内での漏水を確認。修繕を実施した。
平成 24 年 7 月上旬	小学校敷地南西部にある駐車場において漏水。修繕を実施した。
平成 24 年 7 月中旬	小学校校舎 4 年 2 組、5 年 2 組前手洗の水栓より漏水を確認。修繕を実施した。
平成 24 年 9 月中旬	小学校敷地内で漏水確認。修繕を実施した。
平成 24 年 10 月上旬	体育館消火栓行の屋外配管より漏水確認。布設替修繕を実施した。
平成 25 年 2 月上旬	小学校敷地内の給水管の一部布設替を行うにあたり、消火配管の漏水を修繕した。
平成 25 年度	上記、緊急修繕や修繕において、確認できる範囲内において漏水箇所の改修を行ったが、地下埋設管が全体的に老朽化していると考えられ、平成 25 年度から実施される大規模改修工事にて全配管をリニューアルすることとした。

瀬田小学校の水道代は平成 22 年度と平成 23 年度を比較すると 39%増加している。水道の使用量や料金に注意を払い、管理していれば、平成 24 年 4 月より早い時点で修繕等の対応が可能であったと思われる。

瀬田小学校のプールの水道料金の推移は以下のとおりである。(単位：千円)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
5 月	水道	146	3	125	85
	下水道	211	0	3	124
6 月	水道	310	409	298	508
	下水道	0	149	129	0
7 月	水道	237	568	605	889
	下水道	69	431	4	321
8 月	水道	7	3	4	6
	下水道	0	0	0	0
その他の月合計	水道	29	29	30	
	下水道	7	7	7	
合計		1,021	1,605	1,210	

プール本体の水槽からは下水道に排水されないため、下水道料金は徴収されない。従って、通常、下水道料金は少額となる。しかし、平成 22 年 5 月の下水道料金は水道料金より高くなっている。また、平成 23 年 7 月など下水道料金が比較的高くなっている月もある。下水道料金はプールとその周辺の水道使用量を計測するメーターの数値から、プールに注水した水量を差し引き課金される。このプールに注水した水量は学校の担当者が専用のメーターを確認し、企業局に申告をしている。企業局が水道メーターを計測した日と学校の担当者が専用メーターを確認した日が異なった場合、実際と異なる料金が徴収されることになる。

また、計測日がずれた場合、翌月以降にプールに注水した水量を引くだけの水道使用量がない場合、同日に計測していた場合には支払不要であった下水道料金を支払わなければならないことも起こり得る。

(実際と異なる料金が徴収される例) (単位：m<sup>3</sup>)

	6 月	7 月	8 月	9 月	合計
水道使用量 A	50	100	30	5	185
実際のプール注水量 B	45	95	25	0	165
下水道料金対象水量 C=A-B	5	5	5	5	20
	6 月	7 月	8 月	9 月	合計
担当者計測プール注水量 D	20	110	35	0	165
請求される下水道量 E=A-D	30	0	0	5	35
余分に支払う下水道量 F=E-B	25	-5	-5	0	15

上記のとおりプールへの注水量は実際も担当者が計測した場合も合計では同じ 165 m<sup>3</sup>であるが、6 月の計測日が早く、その時点でプールへの注水が 20 m<sup>3</sup>でその分翌月分として計測された場合、7 月には水道を 100 m<sup>3</sup>しか使っていないので、注水量がそれ以上になった場合差し引かず、マイナスの使用量は翌月にも繰り越されないため、6 月に余分に支払った下水道料金は取り戻せない。上記の例の場合、合計 15 m<sup>3</sup>本来不要な下水道料金が発生するこ

とになる。

## 2. 中学校費の物件費

中学校費の学校管理経費のうち物件費の3年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
(1)学校管理運営経費	175,112	175,704	187,389
(2)教材消耗品等整備費	49,037	45,905	48,276
(3)図書等整備費	5,255	6,028	925
(4)教材・設備備品等整備費	32,503	28,760	32,725
(5)学校施設警備	0	0	7,586
(6)学校 I C T 環境整備事業	195,008	5,257	4,088
(7)教科書改訂教材整備費	0	0	70,545
(8)その他の物件費	4,255	8,637	3,785
合計	461,172	270,294	355,323

(主な増減説明)

- ・(2)教材消耗品等整備費及び(4)教材・設備備品等整備費については、小学校と同様、各学校に配分されており、各学校で予算の範囲内で必要な消耗品及び備品を購入しなければならないため、慎重かつ厳格な管理がなされている。
- ・(3)図書等整備費については、小学校と同様、学校図書館図書の購入がなくなったため減少している。
- ・(6) 学校 I C T 環境整備事業は、小学校費参照。

(1)学校管理運営経費の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

内容	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
燃料費	8,532	10,045	10,526
光熱水費	128,736	137,387	132,573
修繕料	9,399	6,437	6,178
通信運搬費	9,391	8,990	8,648
委託料	4,200	6,229	6,174
使用料及び賃借料	11,993	2,691	19,389
その他	2,856	3,923	3,898
学校管理運営経費合計	175,112	175,704	187,389

- ・「光熱水費」について、各学校はメーター票を検針員から入手するが、請求書の送付先が学校ではなく教育委員会であること、支払手続も学校ではなく、教育委員会で行うため、金額等について詳細な検討は行われていない。
- ・「委託料」の主なものはネットワークの維持管理、システムサポート業務委託 3,020 千円及び産業廃棄物等の運搬、処分・処理委託費用 2,923 千円である。
- ・「使用料及び賃借料」は平成 22 年度に 5 年のパソコンの分割支払が終了したが、平成 23 年度には新規購入をせず、使用し続けたため少額となっている。

光熱水費の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
電気	52,925	53,134	55,484
水道	34,852	37,096	35,460
下水道	39,943	46,135	40,634
ガス	1,016	1,020	995
小計	128,736	137,387	132,574
児童クラブ・施設利用者分			△ 1
合計	128,736	137,387	132,573

(注)平成 22 年度及び平成 23 年度の児童クラブ・施設利用分については、僅少のため集計していない。

平成 22 年度から平成 24 年度の間、学校別電気代の変動が 30%以上の中学校はない。

平成 22 年度と平成 24 年度を比較して、学校別水道代の変動が 30%以上の中学校別水道代の推移は以下のとおりである

(単位：千円)

	平成 22 年度 A	平成 23 年度 B	平成 24 年度 C	増減額 D=C-A	増減率 D÷A
青山	3,231	1,218	1,332	△ 1,899	△ 58.77%
粟津	7,296	5,365	3,818	△ 3,478	△ 47.67%
唐崎	2,443	1,601	1,502	△ 940	△ 38.51%
仰木	3,559	3,514	2,205	△ 1,353	△ 38.03%
田上	1,843	1,603	1,171	△ 671	△ 36.46%
堅田	2,813	3,613	4,811	1,997	70.98%
日吉	6,301	10,630	16,997	10,695	169.73%

変動が著しく大きい日吉中学校の月別水道料金は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 月	728	775	335	720
5 月	548	875	854	342
6 月	447	947	1,477	404
7 月	636	1,021	1,792	445
8 月	610	1,241	3,362	656
9 月	697	1,420	1,586	346
10 月	525	789	1,754	221
11 月	629	627	1,484	179
12 月	333	596	1,308	
1 月	339	657	1,603	
2 月	232	637	656	
3 月	572	1,038	761	
合計	6,301	10,630	16,977	

(注) 日吉中学校は水道メーターが 1 つであり、場所別内訳はない。

上記表のとおり、平成 23 年 5 月頃から徐々に水道料金が前年に比して高くなっている。日吉中学校については、平成 24 年 4 月初旬に教育総務課経理係より漏水の可能性について同総務課施設係に報告があったことにより、施設係が漏水調査を行い、修繕も実施した。学校からは、晴れの日でも水たまりが引かない場所があると平成 24 年 8 月に最初の連絡があった。

現状、検針員から学校に水道代が増加傾向にある旨の連絡を受けたり、学校が漏水の事実を発見したり、学校又は教育総務課経理係が水道代の増加に気付いた都度、教育総務課施設係に調査依頼を行い、必要に応じて修繕を行っている。

### 3. 学校施設の老朽化

学校の老朽化に伴い、修繕が追いつかず、水道管そのものが古いため、漏水個所を修繕してもまたすぐ別の箇所で漏水が起こるという状況であり、毎年数校ずつ行っている学校の大規模改修の時に、全配管を取り換えるのを待っている状況である。

大津市の小学校及び中学校の大規模改修の実施状況及び計画は以下のとおりである。

学校名	水道管取替 工事の有無	事業年度						
		22	23	24	25	26	27	28
坂本小学校	無		○ —————>					
中央小学校	無		○ —————>					
和邇小学校	無			○ —————>				
長等小学校	有				○ —————>			
瀬田小学校	有				○ —————>			
平野小学校	有					○ —————>		
粟津中学校	無	○ —————>						
皇子山中学校	無				○ —————>			
日吉中学校	有					○ —————>		
工事を開始した小学校数		0	2	1	2	予定	未定	
工事を開始した中学校数		1	0	0	1			

大規模改修工事の工期は概ね 3 事業年度である。平成 24 年度までに開始した大規模改修工事においては、水道管の全配管の取替は行っていなかったが、平成 25 年度以降は全配管の取替を行う予定である。

平成 26 年度には平野小学校及び日吉中学校の大規模改修に着手する予定であるが、平成 27 年度以降については、現在、具体的な計画はない。

大津市の公立小学校及び中学校の建築年度順一覧は以下のとおりである。

①小学校

施設名	建物棟数	建物棟延床面積(m <sup>2</sup> )	建設年度	構造形式
上田上小学校	6	3,831	S10(1935)-H4(1992)	RC
逢坂小学校	3	6,053	S30(1955)-H20(2008)	RC
瀬田小学校	14	8,458	S31(1956)-H13(2001)	RC、S
長等小学校	12	6,228	S32(1957)-H3(1991)	RC
志賀小学校	9	6,282	S35(1960)-H10(1998)	RC、SRC、S、CB
瀬田南小学校	9	8,736	S36(1961)-H16(2004)	RC、その他
晴嵐小学校	8	7,892	S38(1963)-H9(1997)	RC、S
和邇小学校	11	5,758	S39(1964)-H11(1999)	RC
小松小学校	10	4,806	S39(1964)-H21(2009)	RC、S
伊香立小学校	6	3,665	S43(1968)-H11(1999)	RC、S
膳所小学校	14	8,935	S43(1968)-H20(2008)	RC、S
葛川小学校	6	2,318	S43(1968)-H5(1993)	RC
中央小学校	4	3,679	S44(1969)-H22(2010)	RC、S
平野小学校	10	8,113	S45(1970)-S55(1980)	RC、S
石山小学校	11	8,357	S45(1970)-S58(1983)	RC、S
藤尾小学校	9	5,297	S46(1971)-H2(1990)	RC、S
坂本小学校	7	9,802	S46(1971)-S56(1981)	RC、PC、S、CB
富士見小学校	8	7,349	S47(1972)-H4(1992)	RC
堅田小学校	10	9,447	S48(1973)-H13(2001)	RC、S
田上小学校	16	9,401	S48(1973)-H6(1994)	RC
南郷小学校	8	7,914	S49(1974)-S61(1986)	RC
真野小学校	7	7,191	S50(1975)-H元(1989)	RC、S
唐崎小学校	8	8,827	S50(1975)-S54(1979)	RC、S
雄琴小学校	9	4,999	S53(1978)-H3(1991)	RC、S
仰木小学校	6	4,130	S53(1978)-S59(1984)	RC、S
瀬田東小学校	8	7,210	S54(1979)-S55(1980)	RC
小野小学校	5	5,465	S54(1979)-S57(1982)	RC
比叡平小学校	6	3,932	S54(1979)-S59(1984)	RC
日吉台小学校	6	5,412	S56(1981)-S57(1982)	RC、S
下阪本小学校	3	7,016	S60(1985)-H16(2004)	RC、S
瀬田北小学校	13	7,440	S63(1988)-H19(2007)	RC
真野北小学校	9	7,640	H元(1989)-H3(1991)	RC
仰木の里小学校	11	6,226	H元(1989)-H6(1994)	RC
大石小学校	5	5,880	H2(1990)-H15(2003)	RC
青山小学校	11	7,300	H3(1991)-H20(2008)	RC
木戸小学校	8	5,603	H4(1992)-H5(1993)	RC
仰木の里東小学校	10	6,818	H7(1995)-H18(2006)	RC

②中学校

施設名	建物棟数	建物棟延床面積(m <sup>2</sup> )	建設年度	構造形式
栗津中学校	15	10,488	S33(1958)-H17(2005)	RC、S
皇子山中中学校	15	9,648	S36(1961)-H4(1992)	RC、S、W
葛川中学校	3	1,687	S43(1968)-S60(1985)	RC、W
日吉中学校	13	9,796	S44(1969)-H5(1993)	RC、S
志賀中学校	18	9,131	S50(1975)-H14(2002)	RC、S、W
伊香立中学校	8	6,620	S50(1975)-H15(2003)	RC、S
瀬田中学校	13	10,695	S51(1976)-H3(1991)	RC、S
唐崎中学校	16	7,813	S51(1976)-H8(1996)	RC、S
田上中学校	17	8,105	S52(1977)-H15(2003)	RC、S
石山中中学校	16	9,514	S54(1979)-H7(1995)	RC、S
堅田中学校	15	8,718	S55(1980)-H18(2006)	RC、S
北大路中学校	12	8,330	S56(1981)-H14(2002)	RC、S
瀬田北中学校	18	9,338	S57(1982)-H8(1996)	RC、S
打出中学校	12	10,123	S58(1983)-H7(1995)	RC、S
南郷中学校	9	7,776	S61(1986)	RC、S
真野中学校	14	7,710	S62(1987)-H14(2002)	RC、S
仰木中学校	14	8,417	H5(1993)-H11(1999)	RC、S
青山中学校	9	7,288	H9(1997)-H10(1998)	RC、S

(平成23年3月末を基準日として取りまとめられた「大津市公共施設白書」より抜粋。)

建設後30年以上を経過している学校が29小学校及び13中学校ある。水道管の老朽化も進んでいると思われ、漏水が起こることも十分あり得る。

4. 教科書改訂教材整備費用

中学校の教科書改訂が平成24年度にあった。当改訂に伴う「教科書改訂教材整備費用」の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

備品購入費	消耗品費	合計
46,404	24,141	70,545

備品購入費とはデジタル教材(大型テレビに教材を写すことにより、生徒が前を見て授業が受けられるようになる教材)やDVDなどであり、消耗品費とは主に教師用の教科書代である。

各学校が必要な教材を選び、備品購入費の部分については教育委員会が取りまとめて業者に発注し、消耗品費の部分は学校が直接業者に発注している。



備品購入費のうち購入校が少ない比較的単価の高いものの一部は以下のとおりである。

(単位：個又はセット、円)

教科	品名	本体予価	真野	日吉	打出	南郷	田上	瀬田
英語	インタラクティブパネル	69,200		1				
	プロジェクタ	73,395		1				
社会	NHK 地理 DVD 世界の諸地域 全 7巻	※92,610 ※95,250			1	1	1	1
	NHK 地理 DVD 日本の諸地域 全 7巻	※92,610			1		1	
	教授用掛図 歴史 古代・中世の日本 史資料図集 (全2巻)	41,930	1					
	教授用掛図 歴史 近世・近現代の日 本史資料図集 (全3巻)	41,930	1					
	教授用掛図 歴史 写真で見る歴史 の舞台 (全2巻)	41,930	1					

(注)本体予価欄の※は全7巻セットを購入した場合の価格であり、7巻を別々に購入した場合は94,535円であった。

教科書改訂時の教材備品の購入については、教育委員会が各学校から購入希望の備品を聞き取り、全学校分取りまとめて業者に発注を行っている。各学校は他の学校がどんな教材を使用しているかについて、個人的に情報交換を行うことはあっても、公式には開示されていないため、基本的にはわからない。

4月に納品された消耗品費(教師用教科書代及び指導書)の支払日が7月以降であった学校の購入額及び支払日の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

中学校名	請求額	支払日
日吉	1,895	平成24年7月5日
志賀	2,141	平成24年7月17日
伊香立	719	平成24年7月17日
石山	1,016	平成24年7月17日
南郷	1,089	平成24年7月17日
皇子山	1,822	平成24年7月31日
青山	1,123	平成24年8月6日
堅田	1,188	平成24年9月5日
仰木	1,864	平成24年9月18日

教師用教科書及び指導書は、4月の授業が始まる前に納品されているべきものである。4月10日に納品されたと仮定した場合、7月5日の支払日までは87日が経過しており、仰木中学校の9月18日の場合は、161日が経過していることになる。

支払が8月以降となっている青山、堅田及び仰木中学校の支払が遅くなった経緯は以下のとおりである。

青山中学校…当初追加で発注予定の物品があったため、当初発注分と追加発注分とを合わせて請求してもらう予定であった。その後、追加発注は中止となり、その時点で請求書を業者に依頼したため、請求書の受領が7月になり（請求書日付7月3日）、支払が8月6日となった。

堅田中学校…4月に納品された物品に間違いがあったが、発注した物品が欠品でその入荷が7月となった。4月納品分と7月納品分を合わせた請求書を学校の事務担当者が入手したのが8月下旬（請求書日付8月20日）であった。そのため支払が9月5日となった。

仰木中学校…業者が請求書を学校に持ってきた時、学校行事等で事務担当者が不在であり、他の教師が請求書を受け取った（請求書日付7月19日）。その後事務担当者が実際に請求書を入手したのが8月となり、支払が9月18日となった。

いずれの場合も、4月に納品されたものについて、速やかに支払わなければならないという意識はない。

また、大津市契約規則第36条によると「代金は、適法な支払請求書を受領した日から、工事請負代金については40日、物品の購入代金等については30日以内に支払うものとする。」となっている。しかし、仰木中学校については、請求書日から61日後の支払となっている。

## II. 監査手続

1. 光熱水費について、学校別に年度比較を実施し、異常な増減について追加資料を入手し検討した。

## III. 監査結果

### 1. 物品等経費の支払日について

平成24年度から使用を開始する教科書は、4月の授業から使われるものであり、教師用の指導教科書等は通常、4月上旬には学校に納品されている。4月に納品されたものについては通常であれば6月中には支払われるべきである。しかし、実際の教科書納入業者への支払日は、7月以降となっている学校が18校中9校あった。支払が遅くなった一因は、数か月後の納品分と合わせて請求書の発行を依頼したことであった。しかし、学校側から4月に納品されたものについての請求書を3～4か月後に発行するよう依頼することは下請代金支払遅延等防止法の趣旨から考えても行われるべきではない。納品後60日以内での支払を限度として、納品されたものについては、速やかに請求書を入手し、規則どおり支払われたい。

また、大津市契約規則第36条によると「代金は、適法な支払請求書を受領した日から、工事請負代金については40日、物品の購入代金等については30日以内に支払うものとする。」となっている。しかし、前述の仰木中学校のケースでは請求書日から61日後の支払となっており、契約規則違反の支払であった。支払は契約規則に従い、請求書を受領した日から30日以内に支払う必要がある。

#### IV. 意見

##### 1. 光熱水費等の管理について

消耗品費や備品費など一部の費用については、各学校に予算が配分され、予算と実績の管理が行われるが、光熱水費（電気代、ガス代及び水道代）及び燃料費（冬季暖房用）については、学校にその支出の管理責任はなく、実費を教育委員会総務課が支払う。予算が配分されている経費については、各学校は予算を念頭に計画的に支出を行う。しかし、学校に予算配分されていない経費については、節減意識が希薄になりがちである。

平成 24 年度の瀬田小学校への経費配当額(予算)は年間 4,279 千円、日吉中学校へは 5,188 千円であり、この配当されている額については、各学校が慎重に支出管理を行っている。これに対し、水道代は 1 か月に瀬田小学校で 3,225 千円（平成 25 年 7 月）日吉中学校は 3,362 千円（平成 24 年 8 月）もの高額でありながら、その支出に関しては配当されている経費支出のように管理されてはいない。

<参考>

瀬田小学校及び日吉中学校の配当予算と執行額

(単位：千円)

	配当予算	執行額	差額	執行率
瀬田小学校	4,279	4,266	12	99.7%
日吉中学校	5,188	5,185	2	99.9%

光熱水費や燃料費は、気候などに左右される部分も大きく、コントロールしにくい経費ではあるが、各学校が予算を持ち、使用量及び支出額を把握できるようにすれば、より意識の高い、実態に応じた管理が可能となり、節減効果が生まれる。市の予算削減だけではなく、学校にもメリットがあるように経費削減額の一部を学校に還元するなどのインセンティブを与えている自治体もある。水道光熱費及び燃料費の無駄な支出を抑えるためには、各学校に予算を配分し、支出状況を監視する責任を持たせる仕組み作りが必要である。

##### 2. 水道管工事について

現在、漏水の事実を認識した後に、水道管の修繕工事を実施している。しかし、これまでの修繕の実態からわかってきたとおり、水道管自体の老朽化が激しく、漏水個所を修繕しても、また数メートル先に負荷がかかり、漏水が起こるといことが常態化している。

平成 24 年度からは、修繕時に合わせて各施設の給水管などの部分的な取替えを行うといった対応も始められた。また平成 25 年度以降は、1 年あたり概ね小学校 2 校、中学校 1 校を予定している大規模改修の時に水道管の全面取替を行うとのことであるが、全部の工事が終了するのは早くても 15 年以上先である。漏水すると、1 校で年間 1,000 万円以上の不要な水道代が発生するなど多額の費用が発生するおそれもあるため、より迅速かつ適切な対応が求められる。そのためには、大規模改修を待たずに水道管の取替工事を行った場合の費用の試算、又は、その他の方法がある場合はその方法での費用の試算を行い、最も効

率的・効果的な水道管の工事について建築課等とも連携し、年次的な計画を策定する必要がある。

### 3. プールの使用水量の計測日について

プールの水は下水道に排水されないため、下水道料金は徴収されない。下水道のメーターはないので、使用水量からプールに注水した水量を差し引いた水量が下水道料金として課金される。プールに注水した水量は学校の担当者が専用のメーターを確認し、企業局に申告をしているが、企業局が水道メーターを計測した日と学校の担当者が専用メーターを確認した日が異なった場合、実際と異なる料金が徴収されることになる。さらに、同じ日に計測していれば不要であった下水道料金を負担しなければならないということも起こる。このような不要な費用負担を避けるため、企業局による検針日と合わせてプールの使用水量を計測することが必要である。

### 4. 有用な情報の共有化について

教材備品費（副教材）については、各学校が独自に購入教材を決定しているので、学校によって購入する教材等が異なる。どの教材を購入するかについては、過去の経験、独自のネットワーク、説明書を参考にするなどして決定されている。教材によっては、1つ5万円を超える高額なものもある。高額なものが、より教育効果が高いとは言えず、予算に限りがあることから、教材の利点がわからない場合は、高額な教材の購入を躊躇することも起こり得る。大津市内には公立小学校が37校、中学校は17校あるので、教材の情報を共有することによって、それぞれの学校でより効率的な教材選びができ、より良い教育を提供することができると考えられる。教材について、特に高価なものについては、単独で購入、利用するのみではなく、他の学校が教材選びの参考とできるよう、購入及び利用しての客観的かつ有用な情報を大津市の中で共有化されたい。

## [3] 工事請負費

### I. 概要

#### 1. 工事請負費の推移

教育委員会の校舎、園舎の新築、増設等及び耐震化工事、大規模改修工事等の工事請負費の3年間の推移は以下のとおりである。

なお、校舎、園舎の新築、増設等は学校建設費の工事請負費として、また、耐震化工事、大規模改修工事等は、学校管理費の工事請負費として計上される。

(単位：千円)

科目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校			
新築・増築工事	227,206	135,311	166,166
耐震化、大規模改修工事	1,282,292	602,301	644,040
中学校			
新築・増築工事	—	—	—
耐震化、大規模改修工事	593,300	298,613	248,436
幼稚園			
新築・増築工事	127,435	40,485	85,979
耐震化・大規模改修工事	15,959	90,561	92,686

大津市では、児童、生徒が校舎生活の大半を過ごし、災害時には地域住民の避難場所となる学校園施設の耐震性を確保するため、校舎の耐震補強工事を第一優先に進めている。

なお、耐震化工事については原則国庫補助が 1 / 3 である。

また、学校園施設の経年劣化による機能低下や、バリアフリー化未対応、児童数増加地域における教室不足などへの対応のため、大規模改修工事を実施し、教育環境の改善を図るとともに建物の延命化と利便性の確保を図っている。

## 2. 工事請負業者決定方法

学校園施設工事が必要となる場合、教育総務課において工事計画を策定し、建設部建築課において設計に基づき設計価格を算出し、総務部財政課と予算の調整を行う。

大津市では、建設工事において、設計金額が 130 万円を超え 3 億未満のもので、一定の発注基準に定める業種に該当するものは、本社又は本店の所在地が大津市内である業者を基本的に対象とし、受注希望型指名競争入札制度を採用している。

建設工事が指名競争入札の対象となる場合、建設工事の入札および契約については総務部契約検査課が執行する。指名競争入札を採らない少額工事については、教育総務課において随意契約により行われる。

指名競争入札において、平成 13 年 6 月より建設工事の入札について、指名を行った後、予定価格を、事前に公表している（大津市契約規則第 16 条の 2）。

また、大津市では、「ダンピング防止」及び「下請人の保護」を目的として、最低制限価格制度をとっており、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ「最低制限価格」を設けて、同価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。（地方自治法施行令 167 条の 10 第 2 項）

1 億円以上の工事請負契約について、最低制限価格は、市長があらかじめ最低制限価格を決定し、その価格を予定価格とともに記載した書面を封書にして開札の場所におかれる（大津市契約規則第 8 条）ため、最終的な最低制限価格は開札まで明らかにならない。

ただし、大津市では最低制限価格の算定基準は、以下のとおり事前に公表されており、

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを参考に、下記のとおりとなっている。

工事請負契約に係る最低制限価格の算定基準

1. 計算式

直接工事費の額に対して 95%

共通仮設費の額に対して 90%

現場管理費の額に対して 80%

一般管理費等の額に対して 30% (平成 25 年 9 月 1 日以降は 55%)

2. 範囲

予定価格算出の基礎となった額の 70% (下限) から 90% (上限) の範囲

この算定基準をもとに、最低制限価格の計算が行われるため、ある程度の範囲でその最低制限価格は予想できるようになっている。

3. 個別工事の検討

入札後、開札結果とともに、最低制限価格は、ホームページにて公開される。

①坂本小学校校舎耐震改修工事

予定価格(税込)	290,000,000 円
最低制限価格(税込)	258,000,000 円
落札率	89.0%

この工事では、平成 23 年 8 月 2 日に入札が行われたが、参加業者 8 社中、7 社が最低制限価格以下の入札にて失格となり、最低制限価格と同額で入札した業者が落札している。

なお、小学校費の工事請負費として平成 23 年度 100,000 千円、平成 24 年度、158,000 千円計上されている。

入札手続は、最低制限価格制度のルールに準拠しているが、結果から見れば 8 社中最も高い価格で入札した業者が落札したことになる。

・開札結果

	入札金額 (税込) (円)	入札金額/ 予定価格	結果
A	254,415,000	87.8%	失格
B	257,008,500	88.6%	失格
C	257,040,000	88.6%	失格
D	257,000,000	88.6%	失格
E	256,620,000	88.5%	失格
F	258,000,000	89.0%	落札
G	255,000,000	87.9%	失格
H	256,000,000	88.3%	失格

入札書の金額は消費税額については税抜金額となっているが、便宜上、上記金額は消費税を含んだ金額としている。

②中央小学校及び大津幼稚園に係る耐震改修工事

予定価格(税込)	229,000,000 円
最低制限価格(税込)	204,000,000 円
落札率	89.1%

この工事では、平成 23 年 11 月 4 日に入札が行われたが、参加業者 7 社中 4 社が最低制

限価格以下の入札で失格となり、最低制限価格と同額で入札した 2 社のくじ引きにより決定している。

・開札結果

	入札金額 (円)	入札金額／予定 価格	結果
A	204,246,000	89.2%	
B	203,000,000	88.6%	失格
C	204,000,000	89.1%	くじ
D	202,900,000	88.6%	失格
E	204,000,000	89.1%	くじ決定
F	203,000,000	88.6%	失格
G	203,000,000	88.6%	失格

入札書の金額は消費税額については税抜金額となっているが、便宜上、上記金額は消費税を含んだ金額としている。

なお、小学校費の工事請負費として平成 23 年度 53,995 千円、平成 24 年度、80,990 千円、幼稚園費の工事請負費として、平成 23 年度 27,605 千円、平成 24 年度 41,409 千円計上されている。

## II. 意見

### 1. 最低制限価格の設定について

契約業者の選定手続は規定どおりに行われ手続上問題はない。しかし、結果的には、最低制限価格が予定価格の 90% 近くに設定され、落札業者以外の業者はその最低制限価格を下回ったため失格となり、応札業者の中で最高額（最低制限価格と一致）で入札した業者が落札することとなった。

大津市にとっては、自らが設定した最低制限価格での契約であるが、最低制限価格を下回って失格となった業者の中にも問題なく施工が実施できる業者がいたとすれば、相対的に金額が高い業者を選定したことになる。入札に参加した業者にとっては、施工能力や経営努力よりも、大津市が決定する最低制限価格を的中させた業者が落札できたという結果になっている。

そもそも、競争入札制度とは、売買・請負契約などにおいて最も有利な条件を示す契約者を決める方法である。「ダンピング防止」及び「下請人の保護」という目的の最低制限価格制度を設定すること自体の必要性は否定できないが最低制限価格の設定次第では、競争入札制度の意味がなくなる可能性がある。今回のような応札状況になった場合には最低制限価格の設定経緯を分析再検討するとともに、今後、最低制限価格を設定する際には、過去の応札状況や建設コストの動向等を十分に配慮して行われたい。

また、大規模な工事については、一定金額を下回る入札があった場合に、適切な工事契約の履行が可能かどうか、ダンピングや、下請人に過重な圧力をかけていないか、大津市が入札者の積算根拠等について調査を行なったうえで業者を決定する「低入札価格調査制度」の導入も検討されたい。

## [4] 就学援助金

### I. 概要

#### 1. 就学援助金の内容

教育委員会では、経済的な理由により就学に必要な経費の負担が困難な保護者を対象に学用品費等の給付を行っており、給付内容は下記のとおりである。

区分	給付内容	
学用品費等	小学校 第1学年	12,610円
	小学校 第1学年以外	14,780円
	中学校 第1学年	23,880円
	中学校 第1学年以外	26,050円
新入学学用品費	小学校 1年	19,900円
	中学校 1年	22,900円
通学費	小学4km、中学6km以上	実費額を支給
学校給食費	実費額	
修学旅行費	小学校限度額	20,600円
	中学校限度額	55,900円
校外活動費など	交通費、見学科料など	

#### 2. 平成24年度 就学援助金等の支給実績

(金額単位：千円)

	小学校		中学校	
	人数	金額	人数	金額
学用品費等	3,800	54,211	1,974	49,240
新入学学用品費	519	10,092	667	14,942
修学旅行費	711	14,174	639	34,243
校外活動費	625	109	211	102
体育実技用具費	—	—	378	1,218
通学費	23	479	116	8,600
医療費	348	1,212	98	537
学校給食費	3,786	154,074	—	—
就学援助費給付費計	—	234,354	—	108,884
特別支援教育就学奨励費給付費計	—	3,515	—	1,580

### II. 意見

#### 1. 就学援助金の支払方法について

就学援助金の支払は、原則として申請者本人に対して行われ、例外的に申請者本人からの委任があった場合に学校長に直接支払が行われている。しかし、近隣の京都市や神戸市では給食費については市長から学校に直接支払が行われている。

就学援助金を受け取りながら給食費を支払わない保護者が存在し、教師が多忙な中給食費の回収に時間を費やすことがあるため、給食費に係わる就学援助金については、原則として大津市から学校に直接支払う方法を検討されたい。



## 2. 申込時の添付資料について

就学援助金の申し込みには、源泉徴収票や確定申告書の写しが必要とされているが、教育委員会が津市の税データから同居家族全員の前年度の所得情報資料を閲覧することに同意した者については、所得証明書類の提出は不要と思われる。申請者の事務負担の軽減と津市側での事務処理効率化の面から証明書類の添付省略について検討されたい。

## [5] 学級崩壊への対応

### I. 概要

いわゆる「学級崩壊」という現象について、マスコミ等で取り上げられることが多くなっているが、「学級経営の充実に関する調査研究」（平成11年9月）によれば、学級崩壊を「学級がうまく機能しない状況」という表現を用い、「子どもたちが教室内で勝手な行動をして教師の指導に従わず、授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の方法では問題解決ができない状態に立ち至っている場合」としている。

また、「学級がうまく機能しない状況」の要因としては、学級担任の指導力不足の問題や学校の対応の問題、子どもの生活や人間関係の変化及び家庭・地域社会の教育力の低下などが考えられるとし、ある一つの「原因」によって、「結果」が生まれるかのような単純な対応関係ではなく、複合的な要因が積み重なって起こるものであること、問題解決のための特効薬はなく、複合している要因に一つ一つ丁寧に対処していかなければならないものと考えられることとしている。

#### (1) 監査人による学校調査票の結果

津市での「学級崩壊」の実態を把握するため、監査人が学校調査票で、以下の質問を実施した。

Q1.平成24年度から現在に至るまで貴校で学級崩壊の実態がありましたか。
Q2.学級崩壊がある場合、学級崩壊に至る原因は何か、分析されていますか。
Q3.学級崩壊がある場合、どのような対処をされていますか。具体的に記載して下さい。

Q1の質問に対して、37校ある小学校うち、「該当なし」と回答した小学校は30校であり、「学級崩壊にまでは至らなかったが、指導がうまくいかない学級があった。」といったように学級崩壊ではないが、それに近い状態に至ったという回答が7校あり、「学級崩壊があった」と回答した小学校は0校であった。

中学校も同様に18校ある中学校のうち、「該当なし」と回答した中学校は16校であり、「学級崩壊が危惧される実態はあった」といった学級崩壊までは至らないが、それに近い状態といったような回答が2校あり、「学級崩壊があった」と回答した中学校は0校であった。

Q2の質問に対して、「学級担任の指導力不足・児童理解不足」、「学級担任と児童（生徒）との信頼関係不足」、「学年間の指導の連携不足」、「特定の児童が誘引となる授業の遅れ・

荒れ」、「発達障害をもつ児童の指導の困難さ」、「保護者対応の難しさ」といった回答が小学校、中学校であった。

Q3.の質問に対して、「担任一人で抱え込むことがないように、常に学年や学校全体の組織として課題を把握、対応を検討し、授業中も複数体制で指導にあたるなどしながら担任を支え、改善を目指す。」や「学級担任はきちんと授業を行う。特定の児童・生徒が誘因となることについては、生徒指導や管理職が個別に指導をする。ポイントは、しっかり学習している子に授業を行うことだと考える。」、「担任に指導方法、学級経営について、管理職、教務、学年主任による指導」といった複数教員による指導、管理職を含めた学校全体での取り組みを実施するとする回答が多かった。また、「児童との信頼回復のために、一人一人の児童との懇談、保護者との懇談を丁寧にしていく。」といった回答もあった。さらに、「スクールカウンセラーや特別支援巡回相談員の協力のもと、支援を要する生徒や保護者の相談を行う。児童相談所、子ども家庭相談室や教育委員会、警察、少年センターと適切な連携を図る等、関係機関の協力を仰ぐ。」という回答もあった。

## (2) 教育委員会への報告

各学校から教育委員会へ暴力やいじめ、不登校状況など児童・生徒の問題行動等の状況が毎月報告されている。その中で、「学級崩壊」等の項目についても報告を行っている。なお、中学校では、教科担任制であるため学級別にみたときには、常時授業が成り立たないということはないという理由から、「学級崩壊」についての報告する項目は設けられていない。

### (生徒の問題行動等の状況)

	小学校			中学校	
	授業妨害エスケープ	エスケープ	学級崩壊	授業妨害エスケープ	エスケープ
H24.4	2	8	0	2	34
H24.5	5	16	0	7	41
H24.6	—	—	—	—	—
H24.7	4	19	0	7	39
H24.8	0	0	0	0	0
H24.9	15	19	0	15	57
H24.10	18	15	0	27	51
H24.11	19	13	3	23	54
H24.12	9	13	4	16	55
H25.1	17	16	3	15	54
H25.2	8	25	2	22	49
H25.3	8	25	2	14	45

H24.6 は、大津市においていじめ問題が大きく報道されたことから、その対応のため資料が集計できなかったということである。

この報告では、小学校では平成 24 年 11 月以降学級崩壊の状態が発生している。学級崩壊が起こった学級で、2つの学級が平成 25 年 3 月まで学級崩壊が続いたままとなった。

報告書では、学級崩壊の報告がなされている小学校でも、「学校調査票」には、「学級崩壊はない」と回答する小学校があるなど、差異が生じている。

また、監査人が往査した小学校、中学校の一部では、「学校調査票」にも、教育委員会への報告にも学級崩壊はないと回答しているが、口頭で学級崩壊の有無を尋ねると、学級崩壊の事実が認められた。教育委員会への報告には、学級崩壊の状態に当たる全ての事実が確実に報告されているとは認められず、教育委員会は学級崩壊の実態を把握できていない。

### (3) 指導力不足教員

学校教育の成否は、学校教育の直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きいことから、教員として適格な人材を確保することは重要な課題である。しかし、最近では一般に児童生徒との適切な関係を築くことができないなどの指導力不足の教員が増えていくことが問題になっている。

文部科学省の平成 17 年の指導力不足教員の調査資料によると、全国で指導力不足教員の認定者は 566 名(対前年比 85 名増)であった。うち滋賀県は 10 名(同 2 名増)であった。

問題のある教員に当たってしまった場合、児童生徒の将来に及ぼす影響は計り知れず、保護者等の公立学校への信頼を大きく損なうものである。

平成 19 年改正された教育公務員特例法では、平成 20 年度から、指導力不足教員の認定者である各教育委員会が、対象教員に対し改善研修を実施することが義務付けられ、研修を受けても十分な指導力がない教員を免職することができるようになった。

このため、都道府県・指定都市教育委員会においては、指導力不足教員に対し継続的な指導・研修を行う体制を整えるとともに、必要に応じて免職するなどの分限制度を的確に運用しなければならない。

ただし、指導力不足教員の定義は各都道府県の教育委員会によって定められ、教育委員会が設けている判定委員会によって「指導力不足教員」が認定される。定義は各教育委員会によってさまざまであり、基準は一律ではない。

#### 滋賀県における「指導が不適切である」教諭等の定義

～「指導が不適切な教員の認定等に関する規則」 滋賀県教育委員会

知識、技術、指導方法その他教員として求められる資質能力に課題があるため、日常的に児童等への指導を行わせることが適当でない教諭等のうち、指導の改善を図るために必要な事項に関する研修によって指導の改善が見込まれる者であって、次の各号のいずれにも該当しないもの

(1) 地方公務員法第 28 条第 1 項各号および第 2 項各号に規定する分限処分事由に該当する場合

(2) 指導が不適切である原因が心身の故障による場合(前号に規定する場合を除く。)

指導力不足教員の認定には、まず、学校長が、授業観察、教員との面接、保護者からの意見および苦情等により、実態把握し、指導・支援、観察記録を行い、その中で指導等を行っても十分な改善が認められない場合に、その教員を指導力不足教員に該当するものと判断し、市町教育委員会に報告する。

市町教育委員会は、その内容を審査し、指導力不足教員として認定することが相当と判

断する場合には、県教育委員会へ、報告、申請を行う。県教育委員会は、設置している審査委員会、県内に居住する保護者および教員本人の意見を聴取し、指導力不足教員と認定することになる。

審査委員会は、委員は 7 人以内とし、教育学、医学、心理学その他の児童に対する指導に関する専門的知識を有する、医師、弁護士、教育学専門家、保護者、民間企業関係者、大学教授、元県教育センター所長等から構成される。

指導力不足教員と認定された場合、指導力不足教員に対して、県教育委員会は、必要な研修又は分限処分（免職、休職）・転任等を実施することになる。

県教育委員会は、個々の教員の能力、適性等に応じて作成した計画書を作成し、指導改善研修の内容を定め、教員本人の所属する学校での校内研修および県総合教育センターでの校外研修があり、校内研修は校内での支援体制により改善が見込まれる程度である者を、校外研修はその他の者を対象としている。期間は、4月から9月まで又は10月から翌年3月までの6か月間とし、延長は、1回を原則としている。ただし、さらに研修期間を延長することにより、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれると認められる場合は、3回を限度に延長することができる。

平成 22 年度から平成 24 年度で、大津市教育委員会において、指導力不足教員として認定された教員はいなかった。

## II. 監査結果

### 1. 学級崩壊の迅速な報告について

学級崩壊への対応が早期にかつ適切になされるためには、教師、校長及び教育委員会は、学級崩壊が「どのような状態」「どの程度の状態」を指すのか、その定義を大津市で統一して認識することが必要である。

また、教育委員会への報告や学校調査票にあがらなかった「学級崩壊のような状態」が、監査人往査時の口頭の質問では聴取できたことから、学級崩壊について、学校からの報告が躊躇なくできるような組織環境作りについても検討されたい。

### 2. 学級崩壊への対応の改善

各学校からの「暴力やいじめ、不登校状況など児童・生徒の問題行動等の状況報告」によれば、残念ながら平成 24 年度は、市内 2 つの学級が長期間にわたり学級崩壊が起り、解決されないまま 3 月を迎えている。その原因はさまざまであろうが、学校が教育機関として機能不全状態に陥って、義務教育を行う環境を提供できなくなり、児童生徒に大きな犠牲を強いたことは問題である。

学級崩壊には、原因が児童生徒にある場合、教師にある場合、両者の組み合わせなどがある。いずれの場合にも、現在の対応は、担任教師はそのまま、他の教員がサポートすることが多い。児童生徒に原因がある場合、原因となっている特定の生徒に対してサポートの教師が指導を行えば、学級が正常な状態に戻って担任教師は授業を行うことができることもある。しかし、教師に原因がある場合、他の教師が学級のサポートを行っても、授業を行う教師自身に問題があっては崩壊を解消することは難しい。

学校調査票においても、「学級崩壊に至る原因は？」という質問に対して、「学級担任の指導力不足・児童理解不足」、「学級担任と児童（生徒）との信頼関係不足」と担任教師の問題が挙げられている。

現在、担任教師に学級崩壊の原因がある場合でも、休職等の事由がない限り、学級担任を変更することはできず、このことが学級崩壊を長期化させる一因と思われる。

往査した学校で実際生じた学級崩壊の事例では、平成 24 年 10 月頃から学級崩壊の状態となり、管理職などが補助教員としてサポートを行ったが、依然、学級崩壊の状態は解消されなかった。その後、担任の教師が平成 24 年 12 月から精神疾患により休職したことにより、新たな担任が配置され、学級崩壊は解消したという。

学校長が、学級崩壊の原因が教師の指導力不足であり、改善には時間がかかると判断した場合には、年度途中でも担任を交代させ、新たな教師を配置できる人事体制を滋賀県教育委員会とも連携し大津市教育委員会として確立されたい。

## [6] 備品管理

### I. 概要

大津市では、適正に備品管理事務を行うため総務部契約検査課において「備品管理マニュアル」を作成しており、学校園の備品管理についても、一般事務と同様に共通事務システムを利用し、「備品管理マニュアル」に従って実施している。備品が購入もしくは寄付により備品を受納した際には、備品台帳に登録され、備品番号が印刷された備品ラベルが、貼付される。また、備品台帳の正確性を確認するため、備品のたな卸を実施し、現在ある備品を主として備品台帳とチェックすることになっており、備品台帳は、各学校園で共通事務システムから出力し、教育委員会経由で、総務部契約検査課にて保管される。

### II. 意見

#### 1. 実地たな卸について

往査した学校では、備品ラベルが貼られていないものや、後援会より平成 24 年度寄付を受けた備品が備品台帳に登録されていないものがあった。また、往査した学校では、備品のたな卸は全件行わず、机、イスは対象外として一部しか実施していない学校もあった。

学校園の備品には、大津市の他の施設に比べて、寄付により受け入れる物品が相対的に多く、寄付の場合には受入処理が漏れる可能性がある。

実地たな卸は、受入処理が漏れた物品や滅失している物品を発見する重要な手続であり、備品のたな卸方法を周知、徹底し、備品の管理を適切に行う必要がある。

また、実地たな卸の報告は、実施した担当者、実施日時、備品台帳との差異の内容が分かるように総務部契約検査課に報告を行うべきであり、教育委員会でもその内容については把握しておくべきである。

## [ 7 ] 学校図書館

### I. 概要

#### 1. 役割

学校図書館は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で、学校教育上重要な役割を担っている。特に今日、社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童生徒が自ら必要な情報を収集・選択し、活用する能力を育てることが求められている一方で、児童生徒の本離れが指摘されており、学校図書館の果たす役割が一層大きなものとなっている。

#### 2. 大津市の学校図書費

学校図書の購入実績の3年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校計	24,219	25,960	18,523
中学校計	12,805	14,443	9,044
合計	37,025	40,403	27,568

生徒一人当たり学校図書購入額は以下のとおりである。

(単位：円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	生徒数	1 人当たり 購入額	生徒数	1 人当たり 購入額	生徒数	1 人当たり 購入額
小学校計	20,055	1,208	19,678	1,319	19,358	957
中学校計	8,979	1,426	9,242	1,563	9,318	971

(注) 学級文庫の図書購入は含まれていない。

上記のとおり、平成 23 年度は合計で 41,618 千円であった図書購入額が、平成 24 年度には 12,416 千円減少し、29,201 千円となっている。これは、平成 23 年度までは「学校図書充実事業費」と学校管理費の中の「図書等整備費」との2つの予算科目により図書の購入が行われていたが、平成 24 年度は「図書等整備費」での図書の購入がなくなり、「学校図書充実事業費」も大きくは増えなかったことによる。

#### 3. 学校図書館図書標準

文部科学省は、学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、平成 5 年 3 月に「学校図書館図書標準」を設定した。当標準は、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたものである。

学校図書館図書標準（参考）

（単位：冊）

学級数	蔵書冊数		学級数	蔵書冊数		学級数	蔵書冊数	
	小学校	中学校		小学校	中学校		小学校	中学校
1	2,400	4,800	11	7,480	10,160	21	10,960	14,560
2	3,000	4,800	12	7,960	10,720	22	11,160	14,880
3	3,520	5,440	13	8,360	11,200	23	11,360	15,200
4	4,040	6,080	14	8,760	11,680	24	11,560	15,520
5	4,560	6,720	15	9,160	12,160	25	11,760	15,840
6	5,080	7,360	16	9,560	12,640	26	11,960	16,160
7	5,560	7,920	17	9,960	13,120	27	12,160	16,480
8	6,040	8,480	18	10,360	13,600	28	12,360	16,800
9	6,520	9,040	19	10,560	13,920	29	12,560	17,120
10	7,000	9,600	20	10,760	14,240	30	12,760	17,440

（文部科学省ホームページより抜粋）

平成 23 年度末現在の天津市の学校図書館の蔵書の状況は以下のとおりである。

（単位：冊）

	学校図書館図書標準の定める冊数	平成 23 年度末の 図書の冊数	図書の充足率
小学校 37 校合計	355,420	286,822	80.7%
中学校 18 校合計	225,600	145,074	64.3%

天津市の全小中学校の図書充足率は平成 23 年度末現在において小学校 80.7%、中学校 64.3%である。各学校別に見ると、「学校図書館図書標準」を達成している小学校は 6 校であり、中学校はない。もっとも図書の充足率の低い学校では学校図書館図書標準の定める冊数が 16,480 冊であるのに対し、蔵書数は 33.7%の 6,000 冊となっている。

学校図書館の図書については、表計算ソフトを利用して管理をしている図書台帳（以下「図書台帳」）によって行われてきた。購入又は寄贈を受けた時には図書台帳に記入し、廃棄した場合は、除籍処理を行っている。しかし、図書台帳を当初、作成してから何十年も経過しており、その間、実際に存在する本と図書台帳とを突合させている学校は少数であり、紛失又は所在不明となった図書は少なくないと思われる。一方、天津市では学校図書館図書 1 冊 1 冊にバーコードを付し、図書のデータベース化を進めており、平成 24 年度末までに、全 55 小・中学校のうち約半数の 27 校がデータベース化を完了している。75%以上完了している学校も 21 校であり、50%未満しか登録できていない学校は 1 校のみである。天津市では現在、データベース化を完了している学校を含む全学校に対して、蔵書数の報告などは図書台帳に基づき行うよう通知している。

また、天津市は学校図書館の図書の廃棄基準を設けておらず、廃棄は各学校に任されており、学校によっては、蔵書に古い本も含まれており、実際に利用される図書の冊数を表していない。

これらの理由により、不明図書や本来廃棄されるべき利用価値のない本も現在の蔵書数には含まれているため、上記充足率が実質的な充足率を表しているとは言えない。

#### 4. 学校図書館状況調査

大津市は、毎年、前年度の学校図書館の状況について各学校に調査を実施している。

(1) 調査に基づく購入図書、廃棄図書の状況は以下のとおりであった。

##### ①購入冊数

(単位：冊)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校計	18,465	17,206	13,313
中学校計	9,248	8,926	6,233
合計	27,713	26,132	19,546

学校図書の購入冊数は年々減少している。

##### ②廃棄冊数

(単位：冊)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学校計	15,642	6,149	2,409
中学校計	4,169	6,619	1,368
合計	19,811	12,768	3,777

廃棄として報告されている冊数が、購入冊数の平成 22 年度は 71.4%、平成 23 年度は 48.8%もある。

3 年間で 1,000 冊以上の廃棄を行った学校がある一方、1 冊も廃棄していない学校が、10 小学校及び 7 中学校ある。1,000 冊以上廃棄を行った学校の年度別廃棄冊数は以下のとおりである。

(単位：冊)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
晴嵐小学校	942	938	167	2,047
仰木の里小学校	2,214	0	0	2,214
堅田小学校	2,473	28	28	2,529
田上小学校	0	2,920	0	2,920
長等小学校	3,571	1	0	3,572
藤尾小学校	4,274	0	0	4,274
瀬田北中学校	0	0	1,232	1,232
瀬田中学校	3,934	0	0	3,934
皇子山中学校	0	4,975	0	4,975

学校図書に関して、大津市は明確な廃棄基準がないため、計画的又は適正な廃棄が実施されるかは各学校担当者に委ねられている。



<参考>

○学校図書館図書廃棄規準

この規準は、公益社団法人全国学校図書館協議会が学校図書館において蔵書を点検評価し廃棄を行う場合の拠りどころとなるよう1993年1月15日に制定した。

I 一般規準次の各項のいずれかに該当する図書は廃棄の対象とする。

1. 形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
2. 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
3. 刊行後時間の経過とともにカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。
4. 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。

II 種別規準次の種別に属する図書は、一般規準に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄の対象とする。

1. 百科事典・専門事典

- 1) 刊行後10年を経ているもので、補遺が刊行されていない図書。

2. ハンドブック・要覧

- 1) 新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書。

3. 伝記

- 1) 新資料の発見等により被伝者について評価が著しく変わった図書。

4. 地図帳

- 1) 刊行後5年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書。
- 2) 歴史地図帳は、刊行後10年を経ているもので、歴史学研究成果がとりいれられていない図書。

5. 旅行案内書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

6. 地誌

- 1) 刊行後5年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

7. 法律書・法令書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。

8. 人権関係書

- 1) 記述内容に人権擁護上問題であることが明らかとなった図書。

9. 政党関係書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、政党の現状を理解するのにそぐわなくなった図書。

10. 時事問題関係書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

11. 学習参考書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書。
- 2) 「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書。

12. 就職・受験内容書

- 1) 刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

13. 技術書・実験書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、技術・実験についての説明が古くなった図書。
- 2) 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。

14. 公害・環境問題関係書

- 1) 刊行後5年を経ているもので、最近の研究成果がとりいれられていない図書。

15. 料理・服飾関係書

- 1) 刊行後3年を経ているもので、新しい素材・技術・デザイン・流行等がとりいれられていない図書。

16. スポーツ関係書

- 1) 刊行後5年を経ているもので、新しい種目・ルール・技術・用具等がとりいれられていない図書。

17. 辞典

- 1) 語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。

18. 翻訳書・翻案書・抄訳書

- 1) 刊行後に優れた翻訳書が出版された場合の旧翻訳書。
- 2) より完全な翻訳書が出版された場合の旧翻案書・旧抄訳書。

III 廃棄の対象としない図書

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

- 1) 年鑑 2) 白書 3) 郷土資料 4) 貴重書

(2) 調査表の蔵書数

学校図書館の状況に関する調査は毎年実施されている。本来一致すべき平成 23 年度末調査表における平成 23 年度末蔵書数と平成 24 年度末調査表における平成 23 年度末の蔵書数(期首の蔵書数)が不一致であった学校と蔵書数は以下のとおりである。

①小学校

(単位：冊)

学校名	平成 23 年度末調査における期末蔵書数	平成 24 年度末調査における期首蔵書数	差異
坂本小	8,993	5,556	△ 3,437
志賀小	11,623	9,016	△ 2,607
逢坂小	7,824	5,415	△ 2,409
日吉台小	5,042	3,865	△ 1,177
唐崎小	8,243	7,085	△ 1,158
比叡平小	6,041	5,164	△ 877
仰木小	5,040	4,214	△ 826
平野小	7,558	6,745	△ 813
膳所小	19,054	18,940	△ 114
和邇小	9,441	9,419	△ 22
葛川小	2,874	2,871	△ 3
仰木の里小	6,164	6,187	23
石山小	9,967	9,992	25
中央小	6,023	6,078	55
南郷小	10,144	10,258	114
上田上小	6,227	6,439	212
瀬田小	7,441	7,766	325
晴嵐小	8,764	9,431	667
下阪本小	6,886	7,576	690
青山小	7,169	8,165	996
小松小	4,751	8,467	3,716

②中学校

(単位：冊)

学校名	平成 23 年度末調査における期末蔵書数	平成 24 年度末調査における期首蔵書数	差異
志賀中	10,783	10602	△ 181
瀬田中	13,259	7,977	△ 5,282
北大路中	9,757	5,603	△ 4,154
真野中	7,956	6,212	△ 1,744
打出中	12,754	12,742	△ 12
粟津中	8,662	8,650	△ 12
瀬田北中	11,110	11,467	357

北大路中学校において、平成 23 年度末は原則どおり、図書台帳に基づく蔵書数を調査表に記入したが、平成 24 年度中に図書のデータベース化がほぼ完了したため、より正確な数

値であるデータベースの数値で報告を行ったことにより差が出たものである。データベース化したことにより、図書台帳に記載されている本の中に多くの不明図書があることがわかったため、現在1冊ずつ確認、除籍作業を行っているとのことである。

## 5. 学校司書の配置

文部科学省は、学校図書館について、図書整備の他、学校図書館担当職員である学校司書の配置を推奨している。平成24年度からは、全国の公立の小中学校の概ね2校に1名、1週当たり30時間の学校司書の配置を奨励している。学校司書配置の目的は、蔵書の分類及び整理、図書館の環境整備、授業の調べ学習における資料の収集準備、読書活動推進のための企画、立案を行ってもらい、児童生徒の読書を促進させ、授業などの学習面でもサポートをしてもらうことである。大津市では、従来から小規模小学校4校については、学校図書館教育充実事業職員が1校あたり1日4時間、週1回担当しており、平成24年11月以降は、以下のとおり1校あたり1日4時間、週2日勤務の学校司書を配属している。

(単位：校)

	司書人数	配置小学校数	配置中学校数
平成24年11月から平成25年3月	4人	4	4
平成25年4月から平成25年10月	6人	8	4
平成25年11月から平成26年3月	6人	9	3
合計		21	11

学校司書の配置は、1学校につき週8時間、約6ヵ月間の勤務であるが、この短期間にも各学校において、遅れていたシステム化が全面的に実施できるようになったり、貸出冊数が増加したりと大きな成果をあげたとの報告書が提出されている。専任職員未配置の学校は16小学校及び7中学校あり、その中に配置を希望している学校がある。さらには、すでに配置されたが、継続して配置を希望している学校もある。このような状況の中、図書の廃棄の実施も含めて、まだまだ各学校に図書館担当職員が不足している状況が続いている。

## II. 監査結果

### 1. 学校図書の管理について

学校図書の管理は表計算ソフトで管理している図書台帳にて行われている。しかし、学校では図書台帳に記載されている本が、実際にあるかどうか現物を確認する蔵書点検を長年行っておらず、図書台帳に記載されている蔵書数が実態と一致していない。

一方、大津市では全学校にシステムを導入し、学校図書のデータベース化に向けた取り組みを行っている。平成24年度末には約半数の学校でデータベース化が完了しており、他の学校も年々完了に近づいてきている。データベース化するためには、本1冊1冊にバーコードを付ける必要があるため、蔵書をすべて確認することとなる。つまり、データベース化が完了していれば、データベースの蔵書数が実際の蔵書数であるといえる。しかし、大津市では、データベース化が完了している場合においても、図書台帳を正式な管理台帳

と位置付け、蔵書数の報告を行うこととなっている。実際にデータベース化が完了した学校の報告で、図書台帳に多数の不明図書があることもわかっており、図書台帳を正式な管理台帳とすることが正しいとは言えない。少なくともデータベース化が完了した学校については、図書台帳が正しいという特段の事情がない限り、データベースの数値を利用すべきであり、データベース化が完了していない学校についても、速やかに完了に向けて作業を行い、正しい蔵書管理を実施する必要がある。

### III. 意見

#### 1. 廃棄基準の必要性について

各学校の蔵書数には、記述されている内容・資料・表記等が古くなるなど、利用価値の失われた本来廃棄すべき図書等も含まれている。それらが、保管場所を占有しているため、新しい本の保管場所が不足するなどという弊害も起こっている。また、不要な本があることで、整理が適切に行えず、本当に必要な図書を見つけられない場合もある。現在大津市では学校図書の廃棄について、明確な基準がなく、個々の学校に任されている。廃棄基準がないため、平成 23 年度中においては、蔵書数 10,057 冊の 49.4%である 4,975 冊の図書を廃棄したと報告している中学校がある一方、1 冊も廃棄を実施しなかった学校も中学校で 11 校、小学校で 19 校あった。真に利用価値のある図書を配置し、図書館を有効に運営するためには、学校図書の廃棄基準を明確にし、廃棄すべき図書の把握を行い、計画的に廃棄を実施する必要がある。

#### 2. 学校図書の確保について

学校図書館の目的は、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することにある。この目的を達成するためには、児童生徒及び教員の利用に役立つ適切な図書資料を質量ともに整備しておくことが重要である。現在、大津市では小学校 31 校及び中学校 18 校において、蔵書数が「学校図書館図書標準」に達しておらず、図書整備の必要性が認められる中、平成 24 年度の図書購入額の減額は、児童生徒の学習環境の悪化につながるものである。児童生徒の学力を向上させる環境を整備する必要があることに配慮し、学校図書を確保されたい。

#### 3. 中古の本を購入することの検討について

現在、図書を購入する場合は新品の図書の購入のみ行われているが、最近では、中古の図書を購入することも特別なことではなくなってきた。限られた予算の中で、学校図書を充実させていくためには新品図書にこだわることなく中古の本の購入についても検討する必要がある。

## [ 8 ] 私立幼稚園運営費補助金

### I. 概要

私立幼稚園は、公立幼稚園とともに大津市における幼児教育の先駆者として独自の特色ある教育活動を行ってきた。私立幼稚園運営費補助金は、私立幼稚園の教育振興がより一層図られることを目的に私立幼稚園の運営を補助する目的のものであり、補助金額は以下の①から③の合計であり、平成 24 年度においては、8,530 千円が支給された。

①職員経費：正規職員 1 名あたり 80,000 円

②教材費等：園児数 1 名あたり 2,500 円

③管理費：正規職員及び園児 1 名あたり 300 円

①から③の正規職員数及び園児数はいずれも前年の人数である（平成 24 年度の補助金申請時には平成 23 年の 5 月 1 日現在の正規職員数及び園児数）。

### II. 意見

#### 1. 職員数及び園児数の基準日について

私立幼稚園に対する運営補助金は前年度の 5 月 1 日現在の職員数、園児数に基づき決定される。当該補助金は当年度の運営補助金である。また、補助金交付申請に際して各幼稚園が添付する書類は当年度の収支予算書及び事業計画書であり、前年度の職員数、園児数とは関係がない。各幼稚園からの実際の申請日も、平成 24 年度は平成 24 年 10 月 19 日から平成 24 年 12 月 5 日であったように、時間的にも十分余裕があり、前年度の数に基づく意義は認められない。私立幼稚園運営費補助金は、当年度の職員数、園児数に基づき決定される必要がある。

#### 2. 確認書類の様式について

大津市は決算書から必要項目のみを集計した収支決算書の抄本（支出の部については人件費、教材費及び管理経費の集計）を各幼稚園から提出してもらい、補助金の支給額が補助金の対象となる人件費、教材費及び管理経費の支出額をそれぞれ超えていないかを確認している。しかし、人件費に教員人件費のみを記入している幼稚園もあれば、教員及び職員人件費を記入している幼稚園もある。さらに、教材費の項目に消耗品費を記入している幼稚園もあるなど、集計方法が統一されていない。大津市は当資料に基づき、補助金の妥当性について補足確認を行っているのであるから、当資料の趣旨を各幼稚園に説明し、報告書の作成方法を統一させる必要がある。

また、各幼稚園には上記収支決算書の抄本の確認のため、決算書の提出も義務付けている。しかし、実際には全 9 園のうち決算書全体を提出しているのは 1 園のみであり、8 園については決算書の一部又は、別途作成した資料を提出している。各園には、正式な決算書の添付を義務づける必要がある。

### 3. 補助金の支給について

大津市補助制度適正化基本方針は、補助先の自主自立を促進し、また自主財源確保の促進を目指している。当該方針から考えると、財務状態が既に自立している園についてまで補助金を支給する必要があるとは言えない。支給基準について再検討されたい。

## [9] 滋賀県小中学校長会等負担金

### I. 概要

大津市は、次のように、滋賀県小学校長会、滋賀県中学校長会、滋賀県小中学校教頭会へ負担金を支出している。

		決算額(千円)
滋賀県小学校長会	14,000 円×校長 37 校	518
滋賀県中学校長会	16,500 円×17 校	280
滋賀県小中学校教頭会	7,000 円×62 校(小 40 校、中 22 校)	434

#### (1) 各校長会、教頭会の目的、事業及び組織

##### ①滋賀県小学校長会

滋賀県小学校長会は、会員の団結を図り、職能の向上に努め、県下小学校教育の振興に寄与することを目的としている。

滋賀県小学校長会 会則 第3条によれば、この会は次の事業を行うものとされている。

1. 会員相互の研修と連絡提携に関する事。
2. 学校経営管理に関する事。
3. 教育上必要な研究調査並びに広報に関する事。
4. 教育上の行財政に関する事。
5. 教育振興の世論喚起に関する事。
6. 教職員の地位待遇に関する事。
7. 他団体との連絡調整に関する事。
8. その他、本会の目的達成に必要な事業

また、同会則第9条において、専門部会として、次の部を置くとしている。

1. 研修部
2. 調査研究部
3. 人事給与対策部
4. 広報部

各専門部会は、滋賀県小学校長会会則 専門部会運営規則1条によると、次の事項を運営している。

◆研修部

- ・会員の研修に関する事
- ・研究紀要の作成に関する事

◆調査研究部

- ・教育課程の改善に関する事
- ・教育法規、教育予算に関する事
- ・教育諸条件の整備に関する事
- ・その他の本県教育振興に関する事

◆人事給与対策部

- ・給与の実態調査と改善に関する事。
- ・教職員定数、人事等の改善に関する事
- ・退職時並びに退職後の処遇改善に関する事
- ・その他

◆広報部

- ・機関誌及び速報の発行に関する事
- ・その他の情報の提供と世論の喚起に関する事

②滋賀県中学校長会

滋賀県中学校長会は、中学校相互の緊密な協調を保ち、もって中学校教育の振興発展を図ることを目的としている。滋賀県中学校長会会則第5条によれば、この会は次の事業を行うものとされている。

1. 教育に関する研究調査
2. 教育に関する世論の喚起振興
3. 各種文化団体との連絡協力
4. その他、本会の目的達成に必要な事業

また、同会則第6条において、次の専門委員会を設け、必要な調査研究を行うものとしている。

1. 学校経営管理委員会
2. 人事給与対策委員会
3. 進路指導委員会
4. 生徒指導委員会
5. その他

③滋賀県小・中学教頭会

滋賀県小・中学教頭会は、滋賀県小中学校教育の向上に寄与することを目的としている。

滋賀県小・中学教頭会会則第4条によれば、この会は次の事業を行うものとされている。

1. 各郡市教頭会支部の連絡調整
2. 学校運営に関する研究
3. 会員相互の研修
4. その他、目的達成に必要な事業

(2) 各校長会、教頭会の活動内容

各校長会、教頭会の活動内容は、平成23年度の会務報告によれば、研修活動として学校教育問題に関する課題をテーマとした研修会も行っている一方で、会員の視野を広げるためとして、上方落語家の講演会なども実施している。また、研修等の活動のほかに、教職

員の人事、給与改善要望活動を行っている。

滋賀県小学校長会では、県教育長に対して教育予算、人事について要望活動を行い、また、滋賀県出身国会議員に対して少人数学級の拡大などについて要望を行っている。

滋賀県小学校長会、滋賀県中学校長会では、専門部会の人事給与対策部において、教職員の人事、給与の実態調査を行い、毎年度「人事給与資料」の作成を行っている。この調査結果に基づき、人事改善（例えば定数増員や臨時講師の解消）や給与改善を県教育委員会、市町教育委員会へ要望活動を行っている。

## II. 意見

### 1. 負担金の妥当性

地方公務員については、職員団体制度（地方公務員法第 52 条）をとっており、地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適法な交渉の申入れがあった場合において、その申入れに応ずべき地位に立つものとする（地方公務員法 55 条）。

小、中学校長会は、職員団体に登録していないということから、本来、教職員の人事改善、給与改善、退職時並びに退職後の処遇改善を県教育委員会、市町教育委員会に要望することはできないものであり、滋賀県教育員会、市町教育委員会もその要望に応じる必要がない。

滋賀県小学校長会、滋賀県中学校長会は、特定の国会議員に要望を行うなどの政治的活動や労働条件等改善活動など本来大津市が負担金を支出する団体として認められない活動を行っている部分があると考えられる。

従って、大津市がそのような活動を行う各会に、会の活動を行うための費用を負担することには疑義があると思われ、各会の活動内容を精査して、負担の是非につき検討されたい。



[10] 学校の適正規模

I. 概要

1. 小・中学校の適正規模について

(1) 小・中学校の児童・生徒数の推移

(人)

小学校	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小松	207	201	195	199	197	186	193
木戸	305	325	328	314	284	301	288
和邇	656	652	592	592	599	557	561
小野	212	206	199	201	172	149	148
葛川	21	20	23	20	17	15	15
伊香立	111	99	87	88	87	79	82
真野	414	414	405	417	447	450	476
真野北	379	366	334	332	296	278	253
堅田	1,112	1,061	1,031	966	895	876	852
仰木	143	137	120	122	112	100	96
仰木の里	287	283	276	267	249	238	218
仰木の里東	715	732	757	771	792	754	761
雄琴	202	228	240	253	267	272	294
日吉台	151	154	166	177	181	179	183
坂本	505	495	493	478	465	429	398
下阪本	675	694	720	735	759	721	714
唐崎	1,007	900	989	971	962	924	916
志賀	899	911	915	912	867	854	835
比叡平	132	144	143	146	154	162	154
藤尾	255	246	252	246	223	222	209
長等	672	687	690	725	722	711	732
逢阪	391	382	380	363	344	345	357
中央	205	216	212	217	216	210	222
平野	894	958	1,031	1,080	1,081	1,118	1,142
膳所	782	777	741	740	720	713	668
富士見	573	574	570	586	552	551	563
晴嵐	993	1,009	975	959	936	900	877
石山	699	685	681	686	660	638	630
南郷	533	548	544	545	511	517	516
大石	399	417	466	472	469	459	441
田上	654	615	592	581	554	539	516
上田上	106	103	106	108	103	102	92
青山	817	885	955	1,017	1,036	1,021	1,031
瀬田	745	817	902	949	966	1,005	1,027
瀬田南	811	801	833	881	882	882	887
瀬田東	874	908	957	954	972	969	973
瀬田北	1,041	1,035	988	985	929	932	966
合計	19,577	19,685	19,888	20,055	19,678	19,358	19,286

児童数は、10 数名から 1, 000 人以上と学校間の差が大きい。山間部の小学校は、過疎化が進み児童数が少なくなっているが、京阪神のベッドタウンとなっている中部及び東部地域の児童については増加傾向が多い。(単位：人)

中学校	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
志賀	689	683	687	652	687	648	656
葛川	10	10	8	8	6	9	8
伊香立	58	61	44	27	21	31	35
真野	455	415	415	404	375	327	297
堅田	550	521	501	467	477	468	427
仰木	625	626	617	625	629	638	624
日吉	636	652	643	623	612	678	689
唐崎	484	491	502	518	498	499	466
皇子山	675	704	748	802	863	880	862
打出	629	649	668	696	755	794	796
粟津	500	472	476	520	490	480	478
北大路	585	588	651	625	628	575	564
石山	301	307	311	304	303	305	316
南郷	474	459	419	406	449	451	467
田上	447	428	427	401	368	337	321
青山	307	298	333	352	414	433	476
瀬田	691	669	663	671	734	776	812
瀬田北	814	836	851	878	933	989	979
合計	8,930	8,869	8,964	8,979	9,242	9,318	9,273

山間部の葛川、伊香立中学校において極端に生徒数が少ない。葛川、伊香立中学校は、山間部という地理的な制約から、小学校区が、そのまま中学校区となっており、複数の小学校から生徒が集まる他の中学校との生徒数の差が大きくなっている。

大津市では、現行の通学・通園区域は維持しながら、隣接する中学校区を基本とする区域の範囲内で近くて通いやすい等、保護者が子どもにとって望ましいと思う学校園を選択できる学校選択制が、小学校、幼稚園は平成 15 年度から、中学校は平成 16 年度から実施されている。

伊香立中学校では、学校選択制導入から 5 年目の平成 21 年度には、校区内の小学校卒業生 24 名中 22 名が他の中学校を選択、翌平成 22 年度も 14 名中 2 名しか入学せず、1, 2 年生は複式学級扱いとなった経緯がある。小規模校ゆえの部活動の選択肢など原因は様々だったようである。

その後、地域と共に生徒数問題に取り組み、保幼小連携を含め、様々な特色と魅力ある学校づくりに意欲的に取り組まれた。

平成 23 年度は、伊香立小学校卒業生 16 名中 13 名と他の学区より 4 名の 17 名の入学生に回復した。その後は流出した学年の弟妹が多く入学し、平成 24 年度は伊香立小学校卒業生 18 名中 9 名と他の学区より 1 名の 10 名、平成 25 年度は、伊香立小学校卒業生 10 名中

5名と他の学区より2名の7名と推移している。

伊香立中学校の入学人数の推移

(人)

	伊香立小学校卒業生数	うち伊香立中学校入学人数	他の学区より伊香立中学校入学人数	伊香立中学校入学人数計
平成21年度	24	2	—	2
平成22年度	14	2	1(その後転出)	3
平成23年度	16	13	4	17
平成24年度	18	9	1	10
平成25年度	10	5	2	7

小規模校では、希望する部活動ができないなどの制約があるため、学校選択制の導入が、生徒減少の一因と考えられる。

(2) 児童数、生徒数の将来推計

平成24年6月、学校施設を含めた公共施設のあり方を検討した大津市公共施設白書において、将来推計における児童数・生徒数の変化率を予想している。

① 将来推計における小学生(6歳～11歳)の変化率 ～大津市公共施設白書

地域	小学校	総数 (H23時点)	H28年度 (H23年度比)	H33年度 (H28年度比)	H38年度 (H33年度比)	H43年度 (H38年度比)	H48年度 (H43年度比)	H48年度 (H23年度比)
志賀地域	01小松	205	-13.7%	1.1%	4.5%	-9.1%	-8.2%	-23.9%
	02木戸	282	-8.9%	-11.7%	-5.3%	-7.0%	-9.5%	-35.8%
	03和邇	607	-11.0%	-9.4%	-4.5%	-8.8%	-8.5%	-35.7%
	04小野	167	-22.8%	-20.2%	-18.4%	8.3%	-4.4%	-47.9%
北部地域	05慕川	12	0.0%	-58.3%	20.0%	0.0%	0.0%	-50.0%
	06伊香立	93	-12.9%	-4.9%	1.3%	-9.0%	-9.9%	-31.2%
	07真野	476	-2.3%	-14.0%	-5.5%	-6.1%	-12.4%	-34.7%
	08真野北	279	-28.0%	26.4%	0.4%	-1.2%	-3.6%	-12.9%
	09堅田	907	15.9%	36.9%	-23.7%	-11.9%	-4.7%	1.7%
	10仰木	110	-21.8%	14.0%	4.1%	-7.8%	-14.9%	-27.3%
	11仰木の里	244	-37.3%	-18.3%	-20.8%	9.1%	1.9%	-54.9%
	12仰木の里東	766	-10.6%	-13.4%	1.2%	-3.2%	-3.8%	-27.0%
中部地域	13雄琴	313	39.3%	-5.7%	-27.0%	-5.3%	-7.0%	-15.7%
	14日吉台	156	-14.1%	-16.4%	7.1%	5.8%	-3.9%	-21.8%
	15坂本	534	-14.2%	2.2%	-1.5%	-9.5%	-9.4%	-29.2%
	16下坂本	744	-3.0%	-5.3%	-5.7%	-3.1%	-4.8%	-20.0%
	17唐崎	979	-4.0%	-4.8%	-7.5%	-6.0%	-10.9%	-29.2%
	18志賀	1,030	6.3%	1.4%	-5.7%	-5.4%	-6.9%	-10.5%
	19山中比叡平	168	-24.4%	5.5%	1.5%	-5.9%	-9.4%	-31.0%
	20藤尾	239	2.1%	0.4%	-0.4%	-10.7%	-10.6%	-18.4%
	21長等	717	12.8%	10.5%	-11.7%	-7.4%	-8.3%	-6.6%
	22逢坂	385	6.2%	-2.0%	-7.7%	-10.0%	-13.5%	-25.2%
	23中央	251	20.7%	4.3%	4.1%	-8.8%	-9.3%	8.4%
	24平野	1,190	4.7%	-9.1%	-3.3%	-5.0%	-7.5%	-19.1%
	南部地域	25膳所	834	-4.7%	5.8%	-7.0%	-7.9%	-9.7%
26富士見		618	-2.3%	-10.3%	-8.3%	-6.0%	-9.4%	-31.6%
27膳嵐		977	-4.5%	22.7%	-1.6%	-6.9%	-6.6%	0.3%
28石山		690	-9.3%	-8.9%	-1.2%	-5.7%	-9.6%	-30.4%
29南郷		521	-8.3%	-0.4%	-4.6%	-8.8%	-8.9%	-27.6%
30大石		474	-26.6%	-25.0%	5.7%	-2.2%	-14.4%	-51.3%
東部地域	31田上	574	-16.0%	4.1%	3.4%	-6.0%	-10.0%	-23.5%
	32上田上	101	-34.7%	33.3%	13.6%	-12.0%	-10.2%	-21.8%
	33青山	1,040	12.3%	-5.9%	-15.8%	0.6%	0.1%	-10.4%
	34瀬田	807	41.5%	26.4%	-21.3%	0.4%	0.8%	42.4%
	35瀬田南	960	3.3%	-15.2%	-5.8%	-4.9%	-9.3%	-28.9%
	36瀬田東	888	2.4%	-12.3%	-5.6%	-5.1%	-9.2%	-27.0%
	37瀬田北	1,250	-1.1%	6.9%	-6.1%	-4.1%	-6.6%	-11.0%
大津市全体		20,167	-0.5%	0.2%	-1.3%	-4.3%	-5.2%	-10.8%

※表中の■は10%以上、■は1～10%未満、■は-10～-1%未満、■は-10%以下の変化率を示す。

市全体の小学校の児童数は、今後も減少傾向であると予想されている。今後、10年程度まで中部及び東部地域において増加が予想される。しかし、15年後以後全体的に児童数の減少が予想されている。

②将来推計における中学生（12歳～14歳）の変化率

～大津市公共施設白書

地域	小学校	総数 (H23時点)	H28年度 (H23年度比)	H33年度 (H28年度比)	H38年度 (H33年度比)	H43年度 (H38年度比)	H48年度 (H43年度比)	H48年度 (H23年度比)	
志賀地域	01小松	113	-15.9%	-5.3%	10.0%	-6.1%	-9.7%	-25.7%	
	02木戸	176	-15.3%	-16.1%	-13.6%	0.0%	-8.3%	-43.8%	
	03和邇	333	-10.8%	-4.7%	-11.0%	-4.8%	-10.0%	-35.1%	
	04小野	121	-30.6%	-23.8%	-23.4%	-16.3%	26.8%	-57.0%	
北部地域	05葛川	2	300.0%	0.0%	-62.5%	0.0%	0.0%	50.0%	
	06伊香立	54	-20.4%	-20.9%	26.5%	-9.3%	-7.7%	-33.3%	
	07真野	219	18.7%	-7.3%	-17.0%	-4.5%	-6.8%	-18.7%	
	08真野北	205	-35.1%	-18.8%	35.2%	-13.7%	3.2%	-36.6%	
	09堅田	579	-13.1%	8.0%	51.4%	-36.1%	-6.9%	-15.5%	
	10仰木	73	-30.1%	-7.8%	14.9%	-5.6%	-5.9%	-34.2%	
	11仰木の里	162	-25.3%	-38.8%	-10.8%	-28.8%	31.9%	-61.7%	
	12仰木の里東	361	11.9%	-11.9%	-14.6%	-1.0%	-3.7%	-19.7%	
	中部地域	13雄琴	126	31.0%	39.4%	-30.0%	-7.5%	-5.4%	11.9%
		14日吉台	61	29.5%	-13.9%	-4.4%	-7.7%	10.0%	8.2%
15坂本		291	-8.2%	-11.6%	7.2%	-7.1%	-10.2%	-27.5%	
16下阪本		309	23.0%	3.2%	-17.3%	0.0%	-3.7%	1.0%	
17唐崎		521	-10.2%	-4.9%	-2.2%	-3.9%	-5.5%	-24.2%	
18志賀		513	3.9%	5.8%	-3.9%	-3.1%	-5.7%	-3.5%	
19山中比叡平		70	15.7%	-28.4%	19.0%	-1.4%	-5.9%	-8.6%	
20藤尾		131	-14.5%	16.1%	0.8%	-7.6%	-11.6%	-18.3%	
21長等		362	2.8%	11.8%	-1.9%	-2.9%	-7.3%	1.4%	
22逢坂		212	-12.7%	23.2%	-12.7%	-6.5%	-11.3%	-22.2%	
23中央		117	5.1%	35.0%	3.6%	-4.1%	-10.3%	26.5%	
24平野		540	17.0%	3.5%	-13.1%	-2.8%	-5.6%	-3.5%	
南部地域		25膳所	431	1.6%	-6.4%	2.0%	-5.0%	-8.1%	-15.3%
		26富士見	328	5.2%	-8.1%	-17.0%	-3.0%	-6.7%	-27.4%
	27晴嵐	565	-15.0%	-1.7%	23.1%	-2.8%	-7.1%	-7.1%	
	28石山	351	2.0%	-7.0%	-10.5%	-3.4%	-5.9%	-22.8%	
	29南郷	305	-11.5%	-8.9%	0.0%	-5.3%	-10.3%	-31.5%	
	30大石	185	40.5%	-37.7%	-16.7%	2.2%	-4.3%	-28.6%	
	東部地域	31田上	337	-12.8%	-12.9%	10.2%	-6.0%	-5.7%	-25.8%
		32上田上	59	-10.2%	-43.4%	76.7%	-5.7%	-16.0%	-28.8%
33青山		458	28.2%	4.1%	-5.1%	-23.4%	6.8%	3.5%	
34瀬田		390	21.3%	23.7%	21.4%	-23.7%	6.5%	47.9%	
35瀬田南		417	19.4%	2.8%	-19.5%	-2.7%	-5.0%	-8.6%	
36瀬田東		422	3.8%	6.2%	-14.2%	-4.5%	-4.7%	-14.0%	
37瀬田北		646	-1.2%	-2.0%	-1.4%	1.5%	-5.0%	-8.0%	
大津市全体	10,618	-1.3%	-1.0%	-0.5%	-1.3%	-4.9%	-8.9%		

※表中の■は10%以上、■は1～10%未満、■は-10～-1%未満、■は-10%以下の変化率を示す。

志賀、北部地域は、既に生徒数は減少しているが、将来的にも大部分の中学校で減少が続くことが予想されている。一方、東部、中部地域では、今後10年において小学生と同様に中学生の生徒数も増加すると考えられる。しかし、15年以後多くの中学校で生徒数の減少が予想されている。

(3) 小・中学校の適正配置

このように少子化がますます進み、児童数、生徒数が減少することが予想されるなか、各学校では、当初学校を設置した状況と大きく変化し、学校教育を将来にわたり維持することが困難になるおそれがあり、学校の適正規模について検討が必要である。

文部科学省では、小・中学校の設置・運営のあり方等に関する作業部会において、小・中学校の適正配置について議題に挙げている。そして、学校の標準規模を小中学校ともに12学級以上18学級以下を標準としている。これは、「クラス替えのできる規模」、「運動会や学芸会等である程度の活性化が図れる規模」、中学校では、「主要教科について各学年そ

それぞれの担任教員を用意できる規模」「部活動やクラブ活動等の種目数を一定数維持できる規模」といった理由である。

この標準に照らしてみれば、平成 24 年度においては

小規模校 (12 学級 未満)	小学校 14 校	小松小学校、木戸小学校、小野小学校、葛川小学校、伊香立小学校、真野北小学校、仰木小学校、仰木の里小学校、雄琴小学校、日吉台小学校、比叡平小学校、藤尾小学校、中央小学校、上田上小学校
	中学校 5 校	葛川中学校、伊香立中学校、真野中学校、石山中学校、田上中学校
大規模校 (19 学級 以上)	小学校 14 校	堅田小学校、仰木の里東小学校、下阪本小学校、唐崎小学校、志賀小学校、長等小学校、平野小学校、膳所小学校、晴嵐小学校、石山小学校、青山小学校、瀬田小学校、瀬田南小学校、瀬田東小学校
	中学校 6 校	仰木中学校、日吉中学校、皇子山中学校、打出中学校、瀬田中学校、瀬田北中学校

小規模校のメリットとして以下の項目があげられる。

児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。  
 学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。  
 児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。  
 異学年間の縦の交流が生まれやすい。  
 全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。  
 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。

一方、小規模校のデメリットとして以下の項目があげられる。

小学校	1 学年 1 学級が常態化するため、クラス替えができず人間関係や子どもの役割が固定化しやすい。 教員数が限られるため、習熟度別指導、教科担任制等多様な指導方法をとることが困難。 行事の幅が狭くなる。 授業の中で児童から多様な発言が引き出しにくく、授業の組み立てが難しくなる。 男女比に偏りが生じやすい。
中学校	各教科に複数の教員を配置することが困難となりやすく、習熟度別指導等を円滑に行いにくい。 教員数や生徒数が限られるため、子どものニーズに対応して部活動の種類が確保できない。 6 学級に満たない場合には、1 学年 1 学級が常態化するため、クラス替えができず人間関係や子どもの役割が固定化しやすい。 授業の組み立てが難しくなる。 男女比に偏りが生じやすい。

標準規模を維持できない場合、学校規模が小さくなるに従って多くのデメリットが生じてくるため、将来的にもこのような状況が不可避である場合には、子どもの教育環境のため、適正配置の検討を行う対応策が望まれる。

## 2. 幼稚園の適正規模について

大津市の公立幼稚園は、全国に先駆けて幼稚園教育を確立し、一定の教育課程の基準の下で、各園の独自性を発揮した教育を展開し、公教育としての使命を果たしてきた。昭和48年度から希望する4、5歳児は全て入園できるようになり、その後1小学校区に1園という形で施設整備が進められた。平成17年度末には志賀町と合併し、現在公立幼稚園は34園となっている。

しかし、少子化の影響や社会状況の変化により、昭和52年度に66%だった就園率は、平成24年度には43%になり、園規模格差も生じている。

大津市では、平成24年度に公立幼稚園のあり方検討委員会を立ち上げ、「幼児期の教育にふさわしい環境」という観点から、子ども達の将来を見通し、やがて大津市を担う人として「生きる力」を身につけられることを願い、適正規模も含めた公立幼稚園のあり方について検討を重ね、「公立幼稚園のあり方基本方針」（以下「基本方針」）を策定した。「基本方針」では、幼稚園の適正規模を、1学年の学級数を2～3学級、1クラスの園児数は4歳児で20人から25人、5歳児で25人から30人程度としている。

そのような状況の中、平成24年度は、34園の内、1学年が1クラスである単級園が13園、その中で1クラスの園児数が10人未満の園が5園あった。こうした小規模の園では子ども達の人間関係が固定化したり、体験できる遊びが限られたりするなど、経験の幅が小さくなり、集団生活を通して身につけていく社会性や協同性が育ちにくくなる。そのため、小規模園の地域においては、地域関係者や保護者を交え様々なプランを検討しているが、これまでのところ、実現には至っていない。さらに、小規模園においては、園児一人当たりのコストも無視できなくなってきている。

平成 24 年度の各幼稚園の学級数、園児数、クラスあたり園児数及び園児一人あたり人件費は次表のとおりである。

(単位：千円、クラス、人)

所属名	人件費計	学級数	園児数	クラスあたり園児数	園児一人あたり人件費
青山幼稚園	67,889	6	180	30	377
瀬田東幼稚園	71,550	6	187	31	382
志賀南幼稚園	58,207	5	146	29	398
瀬田幼稚園	65,160	6	162	27	402
瀬田北幼稚園	67,541	6	165	28	409
平野幼稚園	62,425	6	146	24	427
唐崎幼稚園	57,647	4	132	33	436
下阪本幼稚園	52,693	4	120	30	439
瀬田南幼稚園	58,748	5	132	26	445
仰木の里東幼稚園	52,329	4	106	27	493
志賀幼稚園	66,968	5	133	27	503
膳所幼稚園	50,271	4	90	23	558
富士見幼稚園	50,213	3	87	29	577
晴嵐幼稚園	61,780	4	107	27	577
石山幼稚園	56,869	4	97	24	586
南郷幼稚園	48,691	4	83	21	586
堅田幼稚園	51,697	4	86	22	601
長等幼稚園	52,851	4	85	21	621
田上幼稚園	44,139	3	69	23	639
志賀北幼稚園	52,921	4	82	21	645
真野幼稚園	47,996	3	72	24	666
大石幼稚園	38,463	2	54	27	712
逢坂幼稚園	35,213	2	48	24	733
坂本幼稚園	33,602	2	41	21	819
雄琴幼稚園	34,723	2	42	21	826
真野北幼稚園	34,416	2	41	21	839
仰木の里幼稚園	30,977	2	35	18	885
大津幼稚園	33,520	2	37	19	905
比叡平幼稚園	20,543	2	16	8	1,283
藤尾幼稚園	32,757	2	25	13	1,310
仰木幼稚園	33,593	2	17	9	1,976
日吉台幼稚園	28,312	2	13	7	2,177
上田上幼稚園	28,928	2	9	5	3,214
伊香立幼稚園	38,369	2	9	5	4,263
合計	1,622,017	120	2,854		568

大津市平均では園児 1 人あたり人件費は 568 千円である。園児 1 人あたり人件費が最も低い青山幼稚園は 377 千円であるのに対し、最も高い伊香立幼稚園は平均の 7.5 倍の 4,263 千円となっている。

## II. 意見

### 1. 小中学校適正規模の検討の必要性

現在、大津市では小、中学校の適正規模について検討がなされていない。しかし、今後、ますます児童数、生徒数の減少によって小規模校が増加していくことが予想され、適切な教育環境が維持しにくくなる。大津市は、国が定める標準規模を参考にしつつも市の実状に合った独自の標準規模を定め、適正規模の検討を開始する必要がある。

また、学校、保護者、地域が学校の適正規模を考える場をいかに提供するかも検討されたい。

### 2. 幼稚園の規模適正化の進め方について

平成24年度には、単級園が13園、1クラスの園児数が10人未満の園が5園あった。こうした小規模の園では大津市が目指している幼稚園教育の目的である集団への参加や協同性を身に付けることが困難になる。大津市が重視している、将来の大津市を担う「人」を育てる「最初の間としての教育」の保障のため、一定の集団規模が必要である。さらに、単級園については、人件費のみをとっても園児1人当たりの金額は高くなっており、学級当たりの園児数が10人未満である場合には特に、財政面からの課題が存する状態である。

このような小規模園については、これまでの1小学校区に1幼稚園という施設整備の基本方針にとらわれず、財政面からも市民の理解が得られるものとするため、近隣学区との連携を図りながら、地域の状況に応じた整備計画（幼保一体化施設、幼稚園の統合等）を作成する必要がある。

幼稚園について「公立幼稚園のあり方基本方針」を定めながら、規模の適正化などが簡単に進まない現状に注視すれば、今後の幼稚園規模の適正化を含めた基本的な方策の検討を行う上で、地元、保護者、外部有識者を含めた「審議会」などを設置することも検討されたい。



## [ 1 1 ] 防災危機管理

### I. 概要

#### 1. 防災、危機管理の必要性について

教育委員会は、安全な学校園づくりを推進するため、学校園及びその周辺地域の災害の発生する危険を十分に把握する必要がある。

総務部危機・防災対策課では、災害への危険性などに関する情報を地域ごとに示し、住民の防災意識を高めるため「防災マップ・カルテ」を公表している。この「防災マップ・カルテ」を基に以下検討する。

#### 2. 大津市の地形の特徴

大津市は滋賀県の南西部に位置し、琵琶湖の南岸から西岸の範囲を占めている。大津市を湖西地域と湖南地域の2つに分けると、湖西の地形は比良・比叡山地や堅田丘陵とそれらの裾野に狭い幅で帯状に続く湖岸低地からなり、湖南は田上山や瀬田丘陵と大戸川下流の平野からなる。都市化した地域（市街化区域）は琵琶湖岸の狭小な低平地に集中している。郊外の丘陵地でも昭和40年代頃から現在にかけて、大規模な宅地開発が進められている。

湖西地域では、西側の山地から多くの河川が琵琶湖に向かい流れており、これらの河川作用により山地の全面には扇状地や自然堤防が広く形成されている。堅田丘陵では大規模に土地が改変されており、宅地造成による人口地が広がっている。

湖南地域では、扇状地は湖西地域より少ないが、山地のへりに部分的に発達する。湖岸沿いには沖積低地が分布し、平野・三角州が大部分を占めるが、瀬田川沿いでは埋め立て地もある。  
(～大津市防災マップ・カルテ)

#### 3. 土砂災害について

土砂災害は、大雨や地震などが引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混じり合った土や石が川から流れ出たりすることによる自然災害である。主なものとして、「土石流災害」「地すべり災害」「がけ崩れ災害」などがある。

土石流災害	谷や山の斜面から崩れた土や石などが、梅雨の長雨や台風の大雨などによる水と一緒に流れてくる現象である。
がけ崩れ災害	急な斜面の地中にしみ込んだ雨水により、突然崩れ落ちる現象である。地震によって起きることもあり、崩れた土砂は斜面の2～3倍にあたる距離まで届くこともある。
地すべり災害	緩やかな斜面の場所で、粘土のような滑りやすい地層に雨水などがしみ込み、その影響で地面が動き出す現象である。

(～滋賀県・HP)

平成13年4月に施行された土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)は、土砂災害から国民の生命・身体を守るために、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、「危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発の制限

による住宅等の新規立地の抑制、危険区域内の住宅の移転推進」等のソフト対策(土木工事によらない対策)を推進しようとするものである。

土砂災害防止法に基づいて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」として、知事が指定する。

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害のおそれがある区域をいい、「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域をいう。

**(参考)資料 1 土砂災害危険地域とは p 81**

(1) 滋賀県内の土砂災害警戒区域等の指定状況 (平成 25 年 4 月 19 日)

滋賀県土木事務所が所轄する滋賀県内の市町別の土砂災害警戒区域等の指定状況は以下のとおりである。

県内の山間部が多い市町の指定件数が多くなっているが、大津市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は 544 件と多く、また、県内他市町に比べ宅地開発により山間部と住宅地が近接している地域が多く、災害が起こればより大きな被害がおこる危険が考えられる。

(件)

県土木事務所	市町村名	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		計	
			うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
大津	大津市	165	103	379	341	0	0	544	444
	小計	165	103	379	341	0	0	544	444
南部	草津市	0	0	17	13	0	0	17	13
	守山市	-	-	-	-	-	-	-	-
	栗東市	18	8	75	70	0	0	93	78
	野洲市	60	24	27	23	0	0	87	47
	小計	78	32	119	106	0	0	197	138
甲賀	湖南市	53	26	60	42	0	0	113	68
	甲賀市	272	148	321	258	0	0	593	406
	小計	325	174	381	300	0	0	706	474
東近江	近江八幡市	29	16	76	56	0	0	105	72
	東近江市	88	30	129	105	0	0	217	135
	日野町	22	4	117	63	0	0	139	67
	竜王町	6	3	6	5	0	0	12	8
	小計	145	53	328	229	0	0	473	282
湖東	彦根市	41	24	69	60	0	0	110	84
	愛荘町	12	3	10	5	0	0	22	8
	豊郷町	-	-	-	-	-	-	-	-
	甲良町	5	2	5	4	0	0	10	6
	多賀町	111	48	129	104	0	0	240	152
	小計	169	77	213	173	0	0	382	250
長浜・木之本	米原市	91	44	108	90	0	0	199	134
	長浜市	344	195	243	207	0	0	587	402
	小計	435	239	351	297	0	0	786	536
高島	高島市	190	107	217	204	0	0	407	311
	小計	190	107	217	204	0	0	407	311
合計		1,507	785	1,988	1,650	0	0	3,495	2,435

(2) 土砂災害の危険がある学校園

大津市の地形上の特徴から、山地部や丘陵地が学校地となっている場合が多く、土砂災害危険箇所中学校園が立地又は隣接している。

大津市が作成している防災マップ・カルテから、特に危険と判断される土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に立地又は隣接している学校園をあげると以下のとおりである。

学校園	危険区分			
	土砂災害危険箇所			
	土砂災害（特別）警戒区域		③急傾斜地崩壊危険箇所	④土石流危険溪流（影響範囲）
	①土砂災害特別警戒区域	②土砂災害警戒区域		
(1)葛川中学校	○	○	○	○
(2)葛川小学校	○	○	○	○
(3)伊香立小学校	○	○	—	○
(4)真野北幼稚園	○	○	○	—
(5)志賀小学校	—	○	—	○
(6)北大路中学校	—	○	—	○
(7)南郷中学校	○	○	○	○

その他、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域ではないが、その他の土砂災害危険箇所に立地又は隣接する学校園

1. 急傾斜地崩壊危険箇所	志賀中学校、葛川小学校、葛川中学校、仰木中学校、南郷中学校、逢阪幼稚園、逢阪小学校、田上小学校
2. 土石流危険溪流（影響範囲）	志賀中学校、葛川小学校、葛川中学校、日吉台幼稚園、日吉台小学校、坂本幼稚園、下阪本小学校、志賀小学校、長等小学校、北大路中学校、南郷幼稚園、南郷中学校、田上中学校
3. 地すべり危険箇所	志賀中学校、伊香立中学校

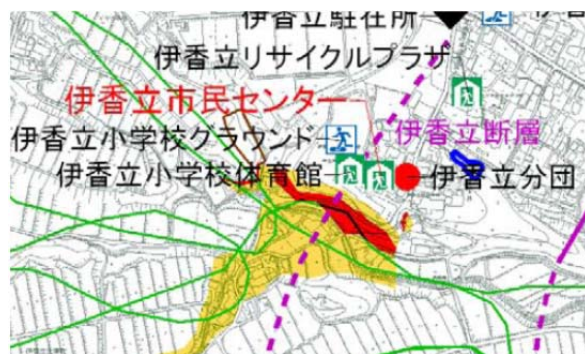
地震と土砂災害は、別々のものではなく、大きな地震が発生すると、大規模な崖崩れなど地盤に関係した被害が起こる。

過去にも、大津市内で地震災害と土砂災害の複合災害が起こっている。1662（寛文2）年、京滋を襲ったマグニチュード7.6とされる寛文の大地震では、安曇川上流に位置し、花折断層に沿う葛川地域は、「町居崩れ」と呼ばれる大規模な山崩れが起こり、甚大な被害を受けた。当時、地震による土砂崩れにより家ごと生き埋めになり、何百人も死亡したという記録が残っている。

(1) 葛川小学校、(2) 葛川中学校付近



(3) 伊香立小学校付近



(4) 真野北幼稚園付近



(5) 志賀小学校付近



(6) 北大路中学校付近



(7) 南郷中学校付近



-  急傾斜地崩壊危険箇所  
Steep Terrain Landslide Hazard Area
-  土石流危険渓流(影響範囲)  
Mudslide Hazard Mountain Stream
-  地すべり危険箇所  
Landslide Hazard Area
-  地すべり防止区域  
Landslide Prevention Area
-  土砂災害警戒区域  
Sediment Disasters Caution Area
-  土砂災害特別警戒区域  
Special Sediment Disasters Caution Area

#### 4. 地震災害について

##### (1) 大津市の活断層

大津市域を通過する主な活断層は、陸域では花折断層と高島市マキノ町から大津市に至る琵琶湖西岸断層帯がある。琵琶湖西岸断層帯は9つの断層帯から構成されるが、このうち大津市内には比良断層帯、堅田断層、比叡断層、膳所断層がある。また湖底には湖岸線を沿うように西岸湖底断層系が分布する。それ以外にも、伊香立断層、「小関越」、「茶戸町」、大鳥居断層などの活断層が分布する。

このうち琵琶湖西岸断層を起因とする活断層地震は、今後30年以内にマグニチュード7.8程度の地震が発生する確率は、0.09%から9%と予測されており、全国でも発生確率が高い地域となっている。

(参考) 資料 2 大津市の活断層 p 82

##### (2) 活断層上の建物

活断層は、直下型の大地震の発生源となり、近接する地域に強い揺れを起こすだけでなく、地面がずれ、破断を引き起こす。従って、活断層の真上に建物がある場合、地面のずれが起きることによって、基礎を引き裂くため、耐震性に関係なく、壊れてしまう危険性が高いといわれている。原子力発電所の原子炉などの重要施設は一般の建物より耐震性が高くとも、活断層の上に建てることは許されないのはこのためである。

徳島県では、阪神大震災の大きな被害を教訓に、平成24年12月に、学校や病院、マンションなど多くの人が集まる施設及び危険物を貯蔵する施設を活断層上に新築等を制限する条例が制定されている。

##### (3) 活断層上に校舎等が立地又は近接していると考えられる学校園

大津市が作成している防災マップ・カルテから、活断層上に建物が立地又は近接していると考えられる学校園をあげると以下のとおりである。

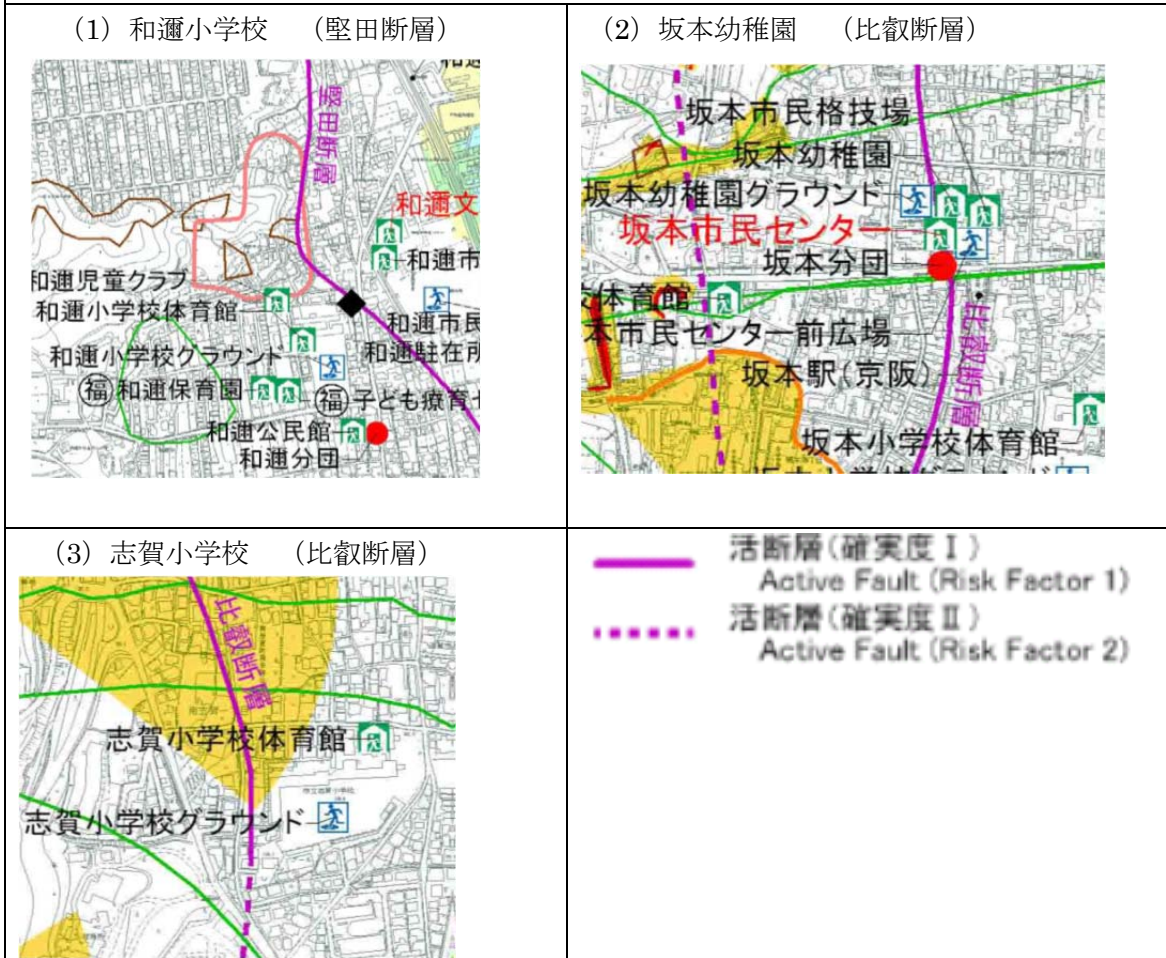
###### ※活断層（確実度Ⅰ）

最近数十万年に、概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。明瞭な地形的証拠から位置が特定できるもの。

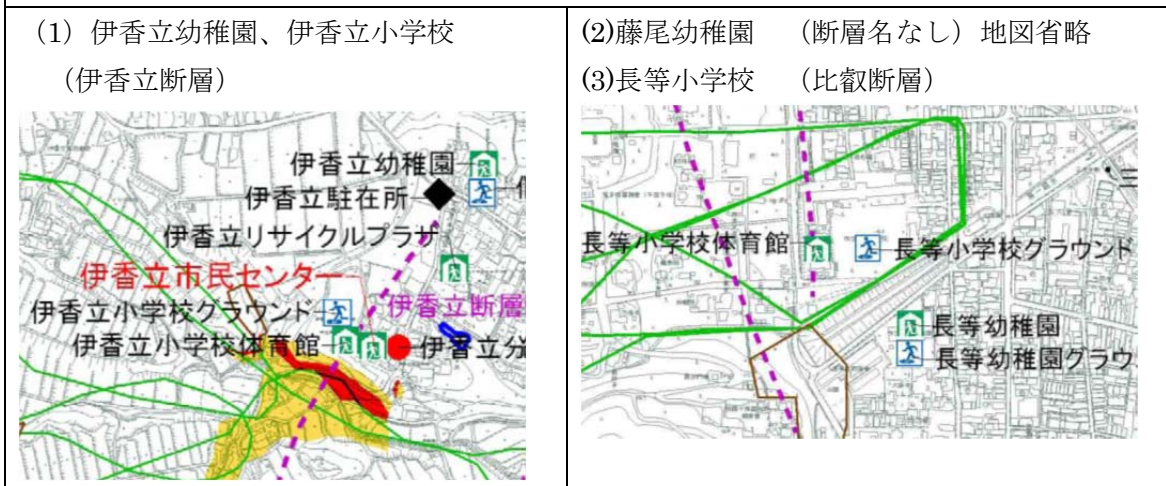
###### ※活断層（確実度Ⅱ）

活断層のうち、活動の痕跡が侵食や人工的な要因等によって改変されているために、その位置が明確には特定できないもの。

活断層（確実度Ⅰ）



活断層（確実度Ⅱ）



(4) 地震被害想定結果

滋賀県及び大津市による地震被害調査において、琵琶湖西岸断層帯や花折断層帯（直下型地震）について被害想定結果が出されている。震源が大津市、旧志賀町境付近とし、早朝に発生した場合、最も被害が大きくなり、大津市では、広い範囲で震度 6 強、震度 7 の

大きな揺れが想定され、建物の全倒壊が28, 256棟、死者が866人と想定されている。

(5) 学校園の耐震化状況

このような地震が発生した場合、震度7又は震度6強の非常に強い揺れが予測されている学校園の耐震化状況については、以下のとおりである。

	学校園名	建築年度	耐震基準	
震度7	真野北幼稚園	平成2年	新	
	仰木の里幼稚園	平成2年	新	
	仰木の里東幼稚園	平成8年	新	
	雄琴幼稚園	昭和59年	新	
	日吉台幼稚園	昭和56年～ 昭和58年	旧	保育室及び管理室等については、H23年度に診断した結果IS値0.75。遊戯室について診断は未実施
	小野小学校	昭和55～ 昭和57年	旧	本校舎については、H18年度に診断した結果IS値0.75。その他の校舎、屋内運動場については平成18年、平成22年改修済。
	真野北小学校	平成2年～ 平成4年	新	
	仰木小学校	昭和54年～ 昭和59年	旧	H14、H18,H22改修済。
	仰木の里小学校	平成2年～ 平成7年	新	
	仰木の里東小学校	平成8年～ 平成19年	新	
	雄琴小学校	昭和53年～ 平成5年	旧・新	旧基準の校舎は、H18改修済。
	日吉台小学校	昭和57年～ 昭和63年	新	
	坂本小学校	昭和46年～ 昭和50年	旧	校舎、屋内運動場は、H18,H24改修済。
	真野中学校	昭和63年～平 成14年	新	
仰木中学校	平成6年～ 平成12年	新		
震度6強	志賀北幼稚園、志賀南幼稚園、伊香立幼稚園、真野幼稚園、堅田幼稚園、仰木幼稚園、坂本幼稚園、唐崎幼稚園、志賀幼稚園、長等幼稚園、逢阪幼稚園、大津幼稚園、平野幼稚園、瀬田幼稚園、瀬田東幼稚園、瀬田北幼稚園			
	木戸小学校、和邇小学校、伊香立小学校、真野小学校、堅田小学校、下阪本小学校、唐崎小学校、志賀小学校、長等小学校、逢阪小学校、中央小学校、平野小学校、瀬田小学校、瀬田東小学校、瀬田北小学校			
	志賀中学校、堅田中学校、日吉中学校、唐崎中学校、打出中学校、栗津中学校、瀬田北中学校			

耐震化の状況については、小学校、中学校については、大津市の耐震改修促進計画で第

一優先と位置付けられており、耐震改修が必要な建物は概ね改修が完了している。幼稚園については、小学校、中学校と比べて新耐震基準の建物が多いが、耐震性が確保されていない建物については平成 27 年度中に耐震改修化を計画している。

## II. 意見

### 1. ハード面の対策

学校園は、児童、生徒が、安全に生活を送ることが保証されなければならない。また、地域の災害時避難所としての重要な役割を持つ。

大津市では、小学校、中学校については、耐震改修促進計画で第一優先と位置付けられており、現在耐震改修が必要な建物は概ね改修が完了しており、評価するところである。

しかしながら、校地が活断層所上にあると考えられる学校園では、耐震性に関係なく建物が倒壊する危険性が高い。また、土砂災害危険箇所にある学校園では大雨だけでなく地震による崖崩れなどのおそれがある。これらについて、今後、総務部危機・防災対策課が中心となってさらなる調査や検証を行い、学校地としての適正性を慎重に検討されたい。

移転や土砂災害防止工事には莫大な費用を要するが、専門家による詳細な調査の上、危険性に対する行政判断が下された場合には、行政の不作為とならないよう遅滞ない対応が必要である。

### 2. ソフト面の対策

東日本大震災では教師の危機意識の差が児童生徒の生死の差に直接大きく繋がった事例がある。

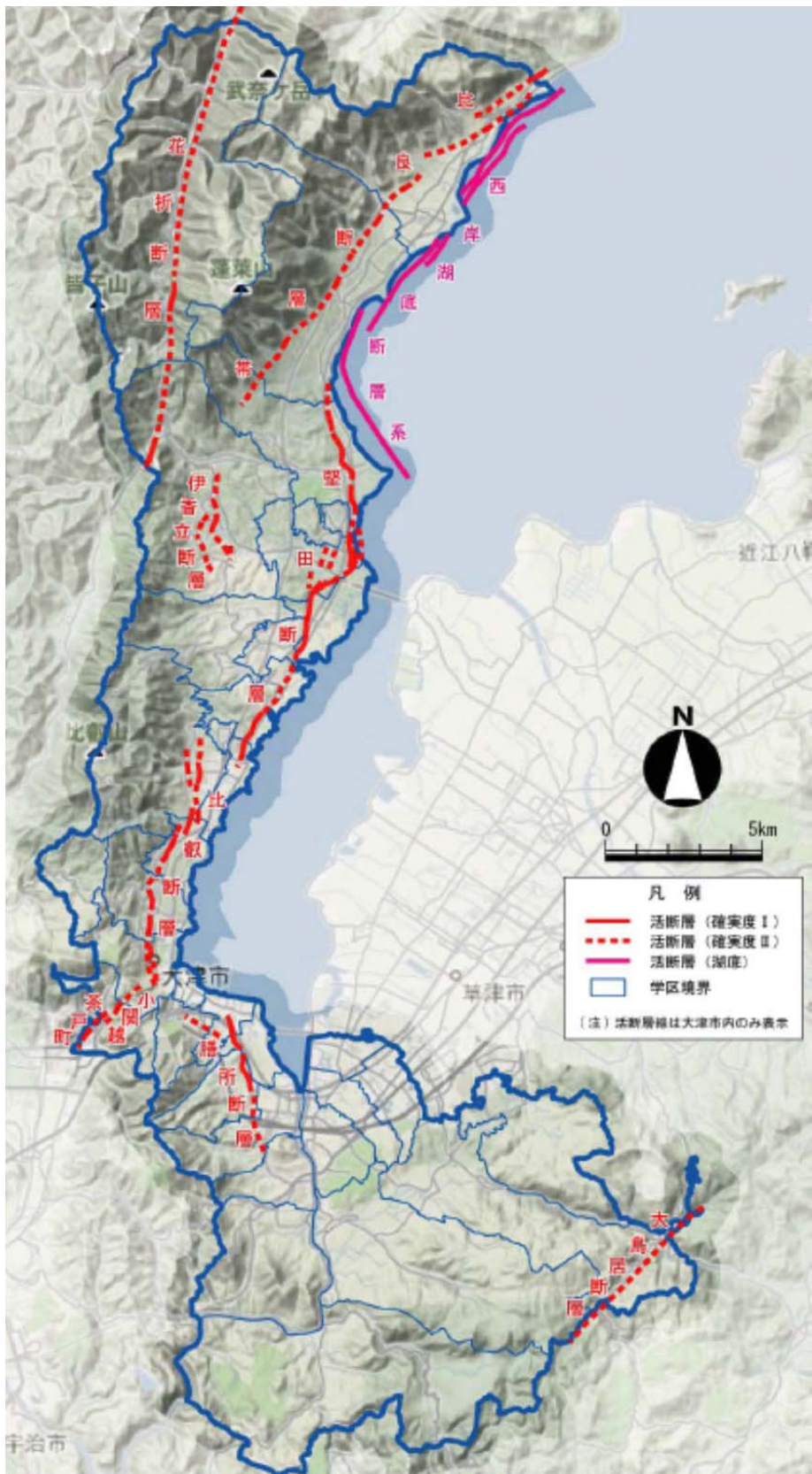
大津市においても、土砂災害の危険が高い学校においては、災害時特に教師の迅速適格な判断が求められる。各校独自に「どのような場合には、どこが危険で、どうすれば安全か」を確認して防災対策を推し進めるために、地域の防災組織等と専門家に意見を求め連携することが必要である。



資料 1 土砂災害危険地域とは

(1)土砂災害危険箇所	
1. 急傾斜地崩壊危険箇所	<p>急傾斜地崩壊がけ崩れとは、地面にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちることをいいます。また、地震の揺れを原因に起こることもあります。</p> <p>滋賀県では、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が1戸以上（人家がなくても官公署、学校、駅、旅館、発電所などの公共施設および病院、社会福祉施設などの災害時要援護者施設がある場合を含みます。）ある箇所および、人家はないが今後新規の住宅立地などが見込まれる箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としています。</p>
2. 土石流危険渓流（影響範囲）	<p>土石流とは、山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へ押し流されるものをいいます。</p> <p>滋賀県では、土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、駅、旅館、発電所などの公共施設および病院、社会福祉施設などの災害時要援護者施設がある場合を含みます。）に被害を生ずるおそれがある渓流、および人家はないが今後新規の住宅立地などが見込まれる渓流を「土石流危険渓流」としています。</p>
3. 地すべり危険箇所	<p>地すべりとは、比較的緩やかな斜面において地中の粘土層などの滑りやすい面が地下水の影響などで、ゆっくりと動き出す現象をいいます。</p> <p>滋賀県では、地すべりを起こしているあるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、鉄道、道路、官公署などに大きな損害を与えるおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」としています。</p>
土砂災害（特別）警戒区域（上記危険箇所を調査の上、知事が指定するもの）	
1. 土砂災害警戒区域	<p>土砂災害警戒区域とは、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの」（土砂災害防止法第6条第1項）に該当する区域のことです。</p>
2. 土砂災害特別警戒区域	<p>土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域の中でも建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいいます。</p>

資料 2 大津市の活断層



## [12] 学校徴収金

### I. 概要

#### (1) 学校徴収金の定義

学校徴収金とは教育活動に係る費用のうち保護者が負担することとされている経費等を校長の責任で保護者から徴収しているものである。公務員である教職員が預かったお金を扱うものであるため、その執行については公務として行われ、公金に準じた扱いが求められる。

公立学校で取り扱う会計について、一般的には、大きく分けて公費と私費の2つの会計があると言われている。このうち公費とは、市の令達予算による経費であり、私費とは保護者負担の学校徴収金等による経費である。

大津市は公費負担すべき経費と私費負担とすべき経費（学校徴収金）とを以下のように区分し、各幼稚園、小学校及び中学校に通知している（次頁図1参照）。

#### (2) 大津市の学校徴収金の取扱いに関する取組み

大津市では、平成24年度まで、学校徴収金の会計処理については正式に教育委員会から配布されたものはなかったが、昭和49年都道府県教育長協議会 第4部会報告書の「公費・私費の負担区分」などをガイドラインとして、各学校は学校徴収金を取り扱ってきた。その後、教育委員会は、平成23年11月に「学校徴収金の取扱に関する要項」（以下「要項」）の素案を作成し、平成24年4月より大津市の全幼稚園、小学校及び中学校に対して当要項に従った取扱いをするよう周知徹底を行っている。

「要項」の中で、学校徴収金は以下のように分類されている。

学 校 徴 収 金		
学校預かり金	学校預かり金とは、教育活動を円滑に行うために、又は児童・生徒の便宜を図るために、あらかじめ学校長が保護者から徴収するものである。学校、学年、学級、教科等の徴収金で児童・生徒に直接還元する性格を持つ経費である。	学級費・学年費・教材費・修学旅行積立金・アルバム作成費・校外学習費・鑑賞費・生徒会費 等
学校指定物品	学校指定物品とは、児童・生徒が個人の所有物として使用するものであり、本来は保護者が販売業者から直接購入する性質のものであるが、保護者が便利で安心して購入できるように、あらかじめ各学校が購入価格や販売業者を決めている物品である。	制服・体操服・カバン・上履き 等

図1 教育委員会の通知資料

公費・私費負担区分		
		H25.3発行
<b>★負担区分の考え方</b>		
●公費負担すべき経費		
①学校の管理や、学校全体の運営に関わるもの		
②学級・学年・学校単位で共用または備え付けとするもの		
③学級または学年の全員が関わり、授業等の実施及び学力の判断を行う上で、必要不可欠と思われるもの		
●私費負担すべき経費		
①児童・生徒個人の所有物で学校、家庭のいずれにおいても使用できるもの		
②学級・学年・特定の集団の全員が個人用教具として使用するもの		
③教育活動の結果として、その教材教具そのもの、またはそれから生ずる直接的利益が児童生徒個人に還元されるものに係る経費		
●目的により判断する経費		
①同じ物品であっても、目的により公費か私費かを判断するもの		
<b>★公費と私費の分類表</b>		
区分	品名	特記事項（取扱い上配慮する項目）
公 費	印刷用紙・印刷用トナー	学級だより等、学校や学級運営の観点からお知らせ
	鉛筆削り・テープカッター	学校（学級）備え付けのもの
	掛け時計・カーテン	
	ほうき・ちりとり・ワックス	
	ミシン糸・台所用洗剤	授業で使用する学校備え付けのもの
	飼育動物用えさ	
	学校備品修理代（跳び箱など）	自校で修理する場合の部品代も含む
	学校施設修理代（校門扉など）	教育総務課施設係へ連絡を
私 費	文集作成材料	用紙・製本テープ・印刷経費など
	テスト	出版社から購入するもの
	ドリル	出版社から購入するもの
	学習用ノート・連絡帳・半紙	
	名札・生徒手帳	
	習字セット・算数ボックス・リコーダー	
	あさがおセット・工作キット	
	調理実習材料	
	卒業アルバム	
校外学習用交通費・拝観料		
目 的 に よ り 判 断 す る も の	墨汁・朱墨	教師用のものは公費・児童生徒用のものは私費
	ゼッケン	氏名入りのものは私費・学校備え付けのものは公費
	フラットファイル	教師が使うものは公費 児童生徒に配布するものは私費
	花・野菜の種・土・肥料	学校内園芸用は公費・PTAの奉仕活動などは私費
	調味料	授業で使うものは公費 クラブ活動で使うものは私費
	画用紙（特種紙・折り紙）・マジック	掲示物の作成用は公費・児童生徒の作品用は私費
	粘土・粘土板	学校備え付けは公費 児童生徒が持ち帰るものは私費
	シール	下駄箱やロッカーにはる名前シールなどは公費 生徒へのごほうびシールなどは私費
★「公費と私費の分類表」にある項目は一例ですので、これ以外の項目について公費か私費かの分類は「負担区分の考え方」を基本として、学校長の判断で行ってください。		
※PTAや他団体で使用する会計とは、必ず分けて処理して下さい。		

(3) 「要項」の周知徹底について

教育委員会は、平成 23 年 11 月に「学校徴収金の取扱いに関する要項」の素案を作成し、小・中学校及び幼稚園の意見・質問書を受け付け、平成 24 年 1 月に説明会を 3 月に研修会を実施し、平成 24 年 4 月から「要項」に従った取扱いを正式に開始するよう各校園に通知を行った。当「要項」に関して平成 25 年 7 月に監査人が行った学校調査票の調査結果は以下のとおりである。

(単位：校)

	「要項」に従っているか			監査の有無		
	従っている	従っていない	合計	有	無	合計
小学校	14	23	37	22	15	37
中学校	6	12	18	13	5	18
幼稚園	15	19	34	31	3	34
合計	35	54	89	66	23	89
比率	39.3%	60.7%	100.0%	74.2%	25.8%	100.0%

「要項」に従っているか否かについては、質問「管理規則の有無、管理規則がある場合には、管理規則を回答に添付して下さい。」の回答欄に「要項」名の記載があるものを「従っている」とし、「なし」と書かれたもの及び無回答のものを「従っていない」とした。

「監査の有無」は学校徴収金について、「要項」に「精算報告前に、学校徴収金にかかる事務が適正に行われていたか、監査を行う。」と記載されているとおり、監査を実施しているかどうかについて回答を得たものである。

調査の結果、「要項」に従って処理していない学校が全 89 校・園のうち 60%を超える 54 校であった。また監査を実施していない学校も 25.8%の 23 校であった。

(4) 小学校及び中学校別学校徴収金

平成23年度の学校徴収金の学校別学年別徴収金額は、下表のとおりである（教育委員会により小学校及び中学校について平成24年度中に実施された調査結果より集計）。

①小学校の生徒一人あたり学校別学年別徴収金額 (単位：円)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
葛川	7,853	7,840	11,839	14,629	22,570	21,520	86,251
坂本	9,973	8,420	11,875	10,840	28,420	28,065	97,593
大石	12,630	11,352	13,570	12,052	32,182	17,690	99,476
唐崎	13,000	12,000	14,000	17,000	17,000	29,000	102,000
藤尾	10,708	9,606	12,960	14,480	32,296	23,188	103,238
瀬田北	10,980	10,980	11,580	11,480	31,980	27,980	104,980
志賀	12,000	8,000	13,000	15,400	34,500	25,100	108,000
雄琴	8,510	8,700	12,050	13,252	37,739	29,250	109,501
瀬田南	10,000	10,000	11,174	15,400	39,340	23,800	109,714
富士見	10,446	8,240	12,293	15,520	35,548	27,910	109,957
中央	8,500	8,000	8,500	12,000	39,000	35,000	111,000
膳所	10,400	10,682	10,500	14,200	36,600	28,920	111,302
仰木の里	10,050	10,050	11,050	13,430	39,150	27,850	111,580
真野	9,400	10,000	14,179	16,036	35,400	26,800	111,815
堅田	9,600	9,600	12,000	17,600	35,000	30,200	114,000
上田上	11,000	10,000	11,000	12,000	46,000	24,000	114,000
瀬田東	11,554	10,685	14,100	13,818	36,375	30,475	117,007
南郷	11,493	10,243	16,076	15,440	40,838	22,990	117,080
田上	8,600	8,000	10,600	16,000	42,000	31,900	117,100
晴嵐	11,100	10,100	13,100	16,100	37,150	29,600	117,150
長等	12,500	11,200	12,300	20,800	37,200	23,800	117,800
瀬田	12,000	11,200	15,000	17,000	36,500	27,000	118,700
下阪本	11,700	9,900	13,400	18,200	36,300	30,600	120,100
青山	15,460	12,684	14,295	15,765	39,720	22,663	120,587
石山	12,000	10,850	12,900	15,600	41,200	28,300	120,850
小松	13,100	11,900	17,800	15,300	29,500	34,200	121,800
伊香立	9,436	10,211	15,625	14,287	39,862	33,548	122,969
真野北	12,000	9,900	14,500	13,500	40,000	33,781	123,681
小野	14,725	14,225	14,700	16,678	33,384	31,660	125,372
和邇	12,193	14,613	15,344	16,042	31,054	37,000	126,246
仰木の里東	13,800	11,350	15,100	17,150	40,500	30,100	128,000
日吉台	12,800	11,800	13,800	17,400	37,800	34,800	128,400
仰木	14,378	12,008	12,744	13,894	40,280	39,563	132,867
平野	14,450	12,550	14,850	17,550	36,850	36,650	132,900
逢坂	10,250	11,410	13,200	17,480	46,460	35,970	134,770
木戸	15,700	15,700	15,700	18,200	33,200	40,700	139,200
比叡平	14,300	14,300	16,500	22,000	42,000	33,000	142,100

②中学校の生徒一人あたり学校別学年別徴収金額

(単位：円)

	1年	2年	3年	合計
葛川	25,600	23,500	19,000	68,100
南郷	31,400	18,800	27,200	77,400
瀬田北	32,695	21,257	27,000	80,952
真野	31,220	25,120	25,120	81,460
皇子山	29,160	22,460	30,860	82,480
北大路	31,200	24,000	28,200	83,400
瀬田	31,237	21,453	32,410	85,100
打出	33,817	22,800	29,000	85,617
伊香立	27,000	27,000	32,000	86,000
石山	23,400	27,000	37,900	88,300
志賀	30,852	20,852	36,852	88,556
唐崎	30,600	27,000	33,300	90,900
田上	35,800	27,000	30,200	93,000
青山	33,600	21,000	39,000	93,600
仰木	31,440	28,440	33,940	93,820
日吉	30,000	33,000	32,400	95,400
堅田	38,760	27,000	29,800	95,560
粟津	35,520	24,096	36,960	96,576

(注) 同一条件での比較とするため、卒業アルバム及び修学旅行積立金は含めていない。

上記表に含まれる学校徴収金は、クラス単位で管理する学級費、学年単位で管理する学年費及び教材費、印刷費、用紙代(平成25年度からは徴収していない)、使用目的が特定している校外学習費、鑑賞費、学校単位の管理となる学校活動費、教育振興費等である。原則的には、それぞれに会計報告を作成し、保護者に対して説明を行うこととなるため、例えば、クラスが各学年4クラスあった場合、小学校の学級費の会計報告は24会計となる。

学級費又は学年費の徴収及び管理単位は学校によって異なる。小学校及び中学校において、クラス単位又は学年単位のいずれかのみで管理しているか、両方の単位で管理しているかについての調査結果は以下のとおりである。

(単位：校)

	学級費又は学年費の いずれかのみ	学級費及び学年費	合計
小学校	9	28	37
比率	24.3%	75.7%%	100%
中学校	18	0	18
比率	100%	0%	100%

中学校においては、学級ごとに購入使用する物品に差がないと思われ、学年で統一して管理しているが、小学校は学級単位で購入使用する物品があるため、学級費及び学年費の2種類の管理を行っている場合が多い。

小学校は、6年間合計すると、葛川小学校が最も少なく、86,251円であり、比叡平小学校が最も多く142,100円と55,849円、1.64倍の差がある。中学校は、葛川中学校が最も少なく、68,100円であり、栗津中学校が最も多く、96,576円と28,476円、1.41倍の差がある。

#### (5) 事務用品等の発注業者について

公費による文具等の購入については、主な事務用品は大津市が単価契約をしており、指定の契約業者から購入することになるが、私費である学校徴収金からの購入については、業者の限定がなく、大津市が単価契約をしている事務用品についても、自由に購入業者を選択することができる。現在、ほとんどの小学校及び中学校が事情をよくわかってくれている、少量でも届けてくれる、毎日学校に必要なものを聞きに来てもらえるなど便利なことから、ほぼ同一の業者に発注をしている。

#### (6) 学校指定物品について

学校指定物品とは、児童・生徒が個人の所有物として使用するものであり、本来は保護者が販売業者から直接購入する性質のものであるが、保護者が便利で安心して購入できるように、あらかじめ各学校が購入価格や販売業者を決めている物品である。具体的には、制服、体操服、カバン、上履き等がある。学校指定物品の業者選定及び契約については、「要項」に「制服や学生カバンなどの高額な学校指定物品は、見積もり合わせ等により業者の選定を行う必要がある。継続の場合においても、毎年、選定委員会により継続の承認を得ること」と書かれている。当該手続等については、各学校に一任されており、現状、教育委員会では各学校がどのような手続をとっているか、また適切に実行されているかを確認していない。

#### (7) PTA会費について

PTAは学校ごとに組織された保護者と教職員による社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする任意団体である。PTA会費はPTA活動に使われるために加入者から徴収される。従って、PTA会費は便宜的に学校が各保護者から徴収するが、その管理はPTAが行い、学校が直接、管理・運営を行わないが、学校活動と密接に関わっていることから、学校にも一定の責任がある。

PTA会計については、年度末にPTA役員などによる監査が行われ、次年度のPTA総会で決算報告がなされている。

PTA会計において、平成24年度にPTA活動ではなく、学校管理運営費や教育活動に必要な経費を支出したかどうかの調査結果（教育委員会により実施）は以下のとおりである。



(単位：校)

	支出あり	支出なし	不明	計
小学校	33	3	1	37
中学校	15	2	1	18
幼稚園	29	4	1	34
合計	77	9	3	89
割合	86.5%	10.1%	3.4%	100%

上記結果から、多くの小・中学校及び幼稚園は学校管理運営費や教育活動に必要な経費をPTA会計から支出していることがわかる。

学校管理運営費や教育活動に必要な経費については、小学校 37 校のうちの 29 校、中学校 18 校のうちの 7 校の決算報告書入手し、内訳を確認したところ以下のような内容の経費支出があった。

- ・部活動援助費
- ・環境整備費
- ・備品費
- ・生徒会活動補助費
- ・職場体験交通費
- ・校外学習支援費（バス代補助など）
- ・運動会用品
- ・教材費又は学習活動補助
- ・教育振興費

#### (8) 業者選定手続について

「学校徴収金のなかで、修学旅行および卒業アルバムに係る会計は、金額も大きなものになることから、適正な業者選定を行わなければならない。業者選定にあたっては、保護者および関係業者等に誤解を与えることのないよう、選定理由を明確にするなど、十分な説明責任を果たさなければならない。」と「要項」に記載されている。

修学旅行及び卒業アルバムの業者選定については、各学校に一任されており、「要項」において選定方法、事務処理方法について規定されている。現地調査を実施した 4 中学校のうち、2 学校に質問及び確認を行ったが、修学旅行の業者選定及び決定に至る経緯に関する書面は保管されていなかった。

「要項」では「企画・仕様書の作成に当たっては受注業者が特定されることのないよう、広く受注できるようにしなければならない。特に修学旅行については、教育目標を踏まえ、目的、時期、方面、行程等を決定し仕様書の内容は、宿舎・食事・安全配慮・活動内容などの旅行条件を具体的に記載する。」とあるが、現地調査をした小学校においては、仕様書に記載していない点である、電車を 2 台に分乗する点や、肢体不自由児に対する配慮（口頭では説明したとのことであった）を理由として業者を決定した。また、選定された業者は最低価格を提示した業者以外であったが、当該選定過程について、書面で明らかになっていなかった。また、他の中学校においても、修学旅行の業者選定及び決定に至る経緯に関する書面は保管されていなかった。

## II. 監査手続

1. 学校徴収金について、全小、中学校及び幼稚園に対して管理方法、種類、監査の有無等について学校調査票により確認を実施した。
2. 教育委員会に全般的な管理状況等について資料を入手し、ヒアリングを実施した。
3. 平野小学校、坂本小学校、青山中学校、葛川中学校及び瀬田東幼稚園にて、担当者にヒアリングを行い、会計報告書及び管理について実地調査を実施した。
4. 教育委員会が実施した過去の調査結果資料を入手し、検討及び質問を実施した。

## III. 意見

### 1. 公費と私費の区分

#### (1) ドリルとテスト

「公費・私費負担区分」(以下「区分通知」)の表によると、公費負担すべき経費として、「学級又は学年の全員が関わり、授業等の実施及び学力の判断を行う上で、必要不可欠と思われるもの」がある。テストや授業で使うプリントは必要不可欠な経費に該当するが、教師が作成したものは公費であるのに対し、業者から購入したものは私費となっている。本質的に考えれば、業者から購入したテストやドリルであっても授業等の実施及び学力の判断を行う上で必要不可欠であれば公費負担とすべきである。

業者から購入する漢字ドリルや計算ドリルは1冊あたり約300円程度で年間約6冊の購入となっている。最近では、教育委員会で独自のドリルを作成し、児童、生徒の学力向上に寄与している自治体もでてきている。漢字ドリルや計算ドリルは、一度作れば、基本的な部分は何年も使い続けることができることから、教育委員会において独自のドリルを作成することで、業者から購入するよりも安価とすることができ、保護者のドリルの購入負担を軽減することが可能であると思われる。保護者負担を減らすため、また、天津市の児童の学力向上のため、業者テストやドリルではなく、教育委員会がテストやドリルを独自に作成し、全校共通で使用することを検討されたい。

#### (2) 学級費からの公費支払について

学級費の会計報告書を閲覧した小学校2校において、全38会計報告の中に、「区分通知」において公費とされている文房具が以下のとおり入っていた。

鉛筆削り	13個
テープカッター	9個

鉛筆削り及びテープカッターは「区分通知」の中で明確に公費とされているものであり、私費である学校徴収金から支出されるべきではない。今一度、公費と私費の区分について周知徹底を行い、公費とすべきものが学校徴収金から支出されることのないようにする必要がある。

### (3) P T A会費からの学校管理運営費や教育活動に必要な経費の支出について

小・中学校及び幼稚園を合わせて82%にあたる73の学校及び園において、P T A会費から、「教育振興費」や「教育事業費」などの項目で、まとまった金額を学校に拠出したり、直接負担したりして、学校管理運営費や教育活動に必要な経費を支出している。大津市の予算に限りがあることから、P T A会費からの支出に頼っている学校もあるとのことであるが、本来、P T A活動について集められた会費を学校管理運営費や教育活動に必要な経費に支出すべきではない。必要な経費で公費にすべきものは大津市が負担すべきである。また、P T Aから公費にすべき経費を支出してもらう場合には、寄附採納手続をとる必要がある。

### (4) P T A会費からの学校備品等の支出について

P T Aから備品などを、学校に寄附されることがある。寄附が行われた際には、必要な手続を経て、当該備品は備品台帳に計上されなければならないが、計上されていないことがある。P T Aから学校備品を受け入れる場合には、寄附採納手続を経て、備品台帳に計上する必要がある。

## 2. 「要項」の周知徹底について

### (1) 教育委員会と学校の連絡強化について

「学校調査票」の結果、「要項」に従って学校徴収金の処理をしていない学校が全89の小・中学校及び幼稚園の60%を超える54校ある。教育委員会は平成24年4月の「要項」の通知に先立ち、素案を配布し、各小・中学校及び幼稚園から質問を受け付け、説明会を実施したにもかかわらず、今回の調査で「要項」を認知していると回答したのは全体の39.3%であった。十分な手順を踏み、周知徹底に尽力したが、その成果が出ていない又は担当者が異動した場合に、正しい手続方法が引き継がれていない。教育委員会は、通知が全学校に伝わっているかの確認方法を再検討するとともに、各学校では、責任者及び担当者が遵守すべき法令、規則等を認識し、担当者が異動した場合には、正しく引き継がれるような体制作りが必要である。

### (2) 徴収金の徴収方法について

「要項」によると、「集金事務においては、合理化、労力軽減、安全・確実な管理を図るため、現金集金ではなく口座振替制度を勧める」とある。しかし、幼稚園においては、その集金をすべて現金で行っている。「要項」にあるように、「安全・確実な管理」のためには、現金を扱うことはできる限り避けるべきであり、口座振替を行うことが望ましい。

### (3) 学校徴収金の監査について

「要項」に「学校徴収金にかかる事務が適正に行われていたか、監査を行う。監査は2名以上で行うこととし、保護者を含めた構成で行うことが望ましい」とある。しかし、監査自体を行っていない学校が25.8%の23校ある。学校徴収金からの支出は、公費による支

出ほど業者選定や支出内容・金額について厳格に決められていないため、担当者の裁量に委ねられている部分が多く、恣意性が介入する余地がある。しかし、保護者から預かった徴収金であり、その用途、取引業者及び取引金額については公金に準じた取扱いが求められることから、「要項」に従い、監査を行う必要がある。

#### (4) 部費の徴収について

部費の徴収については、「要項」に「部活動にかかる会計についても、原則本要項に沿って会計処理を行うこと。」とされている。しかし実際には、収支の記録を取っておらず、決算報告を行っていない学校もある。部費についても学級費等と同様に教職員が預かったお金を扱うものであり、「要項」に従い、決算報告及び監査を行う必要がある。

### 3. 学校徴収金の実務

#### (1) 学級費について

小学校について、徴収金を学年で統一して管理している学校、学級費としてクラス単位で管理している学校、両方を併用している学校がそれぞれある。クラスごとに特色を持つという観点から、学校によってはクラス単位に学級費を設けているとのことであるが、実際は同じものを購入していることが多いこと、学年全体で買ったものを各クラスに按分していることもあることなどから、学級費を設ける意義は薄い。学級費があれば、各担任がクラスごとの帳簿及び決算報告書を作成する必要があるが、学年費で統一すれば、作業効率上メリットがあり、教師の事務負担を軽減することができる。この観点から徴収は、学年で統一して、管理することも検討されたい。

#### (2) 学校徴収金の事務について

学校徴収金の事務作業は、学級費、学年費、教材費等で別会計になっているものを教職員又は事務職員が専用ソフトを使っている場合もあるが、手書きや個人的に表計算ソフトを利用して行っている場合もあり、学校により処理方法が異なる。手作業での記帳や集計作業は、多大な時間を要し、非効率である。会計帳簿の作成に関しては、効率的なソフトウェアを全校で統一的に利用することを検討されたい。

#### (3) 学校徴収金からの支出手続

##### ① 修学旅行の業者選定手続について

修学旅行の業者選定については、各学校に一任されている。「要項」には「業者選定にあたっては、保護者および関係業者等に誤解を与えることのないよう、選定理由を明確にするなど、十分な説明責任を果たさなければならない。」と記載されているが、現地調査を実施した2学校において、修学旅行の業者選定及び決定に至る経緯に関する書面は保管されていなかった。

しかし、修学旅行の費用は保護者が学校に支払う費用の中で最も多額であり、慎重な取扱いが求められる費用であるから、各学校は、業者選定及び決定に至る経緯に関する書面

を保管する必要がある。

#### ②卒業アルバムの業者選定について

現地調査を実施した小学校では保護者も入った選定委員会において、業者が決定されており、決定に至る経緯等の資料はある程度保管されているが、最も重要と思われる業者選定理由を示す資料は保管されていなかった。業者選定資料について、選定の理由についても明記して、書類を保存する必要がある。

#### ③学校指定物品について

あらかじめ各学校が購入価格や販売業者を決めている制服、体操服、カバン、上履き等の学校指定物品の業者選定及び契約については、「制服や学生カバンなどの高額な学校指定物品は、見積もり合わせ等により業者の選定を行う必要がある。継続の場合においても、毎年、選定委員会により継続の承認を得ること」となっている。

当該手続等については各学校に一任されているが、学校指定物品については、金額が市価よりも高くなる点においても保護者の関心が高く、負担が重いところである。各学校は業者選定手続を「要項」に従って行い、また教育委員会は、各学校の指定物品の内容、その取扱業者、取扱業者の選定理由及び物品の価格について把握しておくことが必要である。

#### 4. 徴収額について

学校徴収金の徴収額については各学校に一任されており、学校ごとに教員や地域などの特性もあり、差がでることがある。様々な学校環境に応じて特徴を持つという点においては、差があることも許容されると思われるが、公立の小・中学校において過度に保護者負担、使用物品等に差が出ることは問題である。各学校に特色を持たせつつ、公立としての公平性も考慮して、徴収額に上限額を設けるなどの取扱いを検討されたい。